

政務活動費等により切手を大量に購入
した議員の調査に関する特別委員会

調査報告書

平成28年 9 月 26 日

目次

第 1	調査の趣旨	1
第 2	特別委員会の設置及び調査事件	2
1	設置決議	2
2	委員会の名称及び構成（定数、正副委員長及び委員の氏名）	2
3	調査事件	2
第 3	委員会の開催状況	3
第 4	証人、参考人の出席等	11
1	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	11
2	参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	12
3	執行機関として出席を求めた者、説明の概要	13
4	その他任意に意見を求めた者、意見を求めた事項	13
第 5	記録、資料の提出	14
1	法100条 1 項で提出を求めた記録及び提出状況	14
2	法100条10項で提出を求めた記録及び提出状況	18
3	参考人に提出を求めた資料及び提出状況	18
4	議会事務局に提出を求めた資料及び提出状況	18
第 6	委員派遣	19
第 7	調査対象及びこれに関する証言等の概要	19
1	調査の対象となるアンケート調査及びその内容概要	19
2	証人の証言、参考人の意見陳述等の概要	23
3	本委員会における調査に係る検証の進め方	31
第 8	調査の内容と結果	32
1	はじめに	32
2	調査事項に係る検証の手法（切り口）	33
3	アンケートの実施の有無に係る検証	34
4	その他検証の過程で判明した問題点	74

5	まとめ	75
第9	証言拒否等	78
1	証人の出頭拒否・不出頭、参考人の出席拒否・欠席の状況	78
2	証人の証言拒否の状況	79
3	虚偽の証言、自白の状況	79
4	記録の提出拒否・不提出の状況	79
5	宣誓拒否の状況	80
第10	告発	80
1	告発の状況	80
2	告発の取り下げ	80
第11	調査経費	81
1	調査経費に関する議会の議決の状況	81
2	決算見込額	81
第12	その他	81
1	証人に対する公示送達	81
2	その他	82

第 1 調査の趣旨

政務活動費（旧政務調査費。以下「政務活動費等」という。）により実施したとされるアンケート調査については、平成26年8月の住民監査請求を受け、同年11月4日にその監査結果が公表された。その後も政務活動費等の用途の適正性をめぐって、同年12月定例会ではこれらの調査を目的とする2つの「100条委員会」を設置、翌27年1月からは地方自治法（以下「法」という。）252条の41第1項に基づく個別外部監査が実施され、同年3月25日に監査結果が公表された。

その後、平成27年4月の市議会議員一般選挙を経て、監査結果を受けた各会派からは、受領していた政務活動費等を自主的に市に返納する動きもみられたところである。

その中で、小泉文人議員、及び鈴木啓一前議員が政務活動費等を充てて実施したとされるアンケート調査については、本委員会の設置を求める決議案が提出された平成27年6月17日の前日現在で返納の手続がとられておらず（なお、本委員会が設置されたことを契機として、平成27年7月1日に、本調査事件の対象者である小泉文人議員及び鈴木啓一前議員が所属していた会派「社民・市民ネット」及び「ボランティア・新生会・市民の風」から、402万2,760円が返納された）、また、当該アンケート調査について、切手は本当に使用されたのか、ひいては、アンケート調査は実施されたのかといった真相は解明されていない状況にあった。

地方議会の政務活動費をめぐっては、その用途の適正性について社会的にも大きな関心が寄せられ、住民から厳しい視線が注がれている。本市議会においても、上記の事実関係を明らかにすることで、市民に対する説明責任を果たすとともに、政務活動費の用途の透明性の向上に向けた議論に役立てるべく、平成27年6月定例会において、法100条1項の権限を付与された本委員会が設置され、調査を行うこととしたものである。

第2 特別委員会の設置及び調査事件

1 設置決議

「発議第2号 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する決議」

平成27年6月17日、全会一致により原案可決

2 委員会の名称及び構成（定数、正副委員長及び委員の氏名）

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会

定数	15人		
委員長	松井 努		
副委員長	越川 雅史		
委員	高坂 進	鈴木 雅斗	三浦 一成
	ほそだ 伸一	石原よしのり	西村 敦
	佐藤ゆきのり	金子 貞作	宮本 均
	稲葉 健二	加藤 武央	秋本 のり子
	堀 越 優		

なお、本委員会の運営上発生する法的諸問題に係る支援を、本多教義弁護士に依頼した。

3 調査事件

- (1) 平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）
- (2) 平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）

- (3) 平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）

第3 委員会の開催状況

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	平成27年 6月23日	・ 正副委員長の互選	
2	平成27年 7月17日	(1)法100条に基づく調査に関する事前説明 (2)特別委員会の運営要領について (3)今後の調査について (4)弁護士を選任について (5)次回の開催について	・ 運営要領を決定 ・ 後記第5記載の提出を求めた記録又は資料（以下「記録等」という。）4①ないし⑧の記録につき議会事務局に提出を求めることを決定（同日配付） ・ 記録等のうち、1(1)㉗、㉘及び㉙を小泉文人氏に、1(2)をかつまた竜大氏に、並びに1(3)を鈴木啓一氏に、法100条1項に基づき各々提出を求めることを決定
3	平成27年 8月17日	(1)7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件について (2)法100条1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について	・ 第2回本委員会において提出を求めることとした記録等1(1)㉗のうち納税証明書（その1）が提出されたことについて、納税証明書（その2）についても提出を求めることを決定

		<p>(3)議会事務局より提出された資料の協議</p> <p>(4)今後の調査の進め方について</p> <p>(5)中間報告の申し出について</p> <p>(6)次回の開催について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小泉文人氏、鈴木啓一氏、松永鉄兵氏及び青山ひろかず氏に対し証人として出頭を求め、並びにかつまた竜大氏及び湯浅止子氏を参考人として招致することを決定 ・平成27年9月定例会で中間報告を行うことを決定
4	平成27年 9月10日	<p>(1)弁護士の選任について</p> <p>(2)法100条1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について</p> <p>(3)証人出頭要求の議決について</p> <p>(4)証人に通知する「証言を求める事項」について</p> <p>(5)証人尋問の方法等について</p> <p>(6)次回の開催について</p> <p>(7)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小泉文人氏に対し、証人として平成27年10月9日に出頭を求めることを決定
5	平成27年 10月2日	<p>(1)委員会として尋問すべき事項について</p> <p>(2)小泉文人氏からの申し出について</p> <p>(3)鈴木啓一氏に出頭を要求する日時について</p> <p>(4)7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月9日の証人尋問において委員長が行う共通事項を決定

6	平成27年 10月9日	<p>(1)証人尋問</p> <p>ア. 証人の補助者及び補助者補佐人の件</p> <p>イ. 発言順序の件</p> <p>ウ. 尋問</p> <p>(2)証人出頭要求の議決について</p> <p>(3)証人に通知する「証言を求める事項」について</p> <p>(4)証人尋問の方法等について</p> <p>(5)今後の調査について</p> <p>(6)次回の開催について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問（小泉文人氏） ・ 鈴木啓一氏に対し、証人として平成27年11月19日に出頭を求めることを決定
7	平成27年 10月22日	<p>(1)青山ひろかず議員、松永鉄兵議員の証人出頭要求及びかつまた竜大議員、湯浅止子議員の参考人招致の議決について</p> <p>(2)両証人に通知する「証言を求める事項」及び両参考人に通知する「聴取事項」について</p> <p>(3)本委員会として尋問・意見聴取すべき事項について</p> <p>(4)証人尋問の方法等について</p> <p>(5)意見聴取の方法等について</p> <p>(6)鈴木啓一氏の証人出頭要求の変更について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松永鉄兵氏に対し、証人として平成27年11月12日に出頭を求めることを決定 ・ 青山ひろかず氏に対し、証人として平成27年11月13日に出頭を求めることを決定 ・ かつまた竜大氏を参考人として平成27年11月12日に招致することを決定 ・ 湯浅止子氏を参考人として平成27年11月13日に招致することを決定 ・ 鈴木啓一氏に対する平成27年11月19日の出頭の時間を変更して求めることを決定

		<p>(7)本委員会として尋問すべき事項について</p> <p>(8)証人尋問の方法等について</p> <p>(9)法100条1項に基づく記録提出について</p> <p>(10)次回の開催について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記録等のうち、1(1)㉗ないし㉘を小泉文人氏に法100条1項に基づき提出を求めることを決定 ・記録等のうち、1(4)㉙及び㉚を三立工芸株式会社に法100条1項に基づき提出を求めることを決定
8	平成27年 11月12日	<p>(1)参考人に対する意見聴取</p> <p>ア. 委員会として意見聴取すべき事項について</p> <p>イ. 意見聴取</p> <p>(2)証人尋問</p> <p>ア. 委員会として尋問すべき事項について</p> <p>イ. 補助者同伴の申し入れ</p> <p>ウ. 尋問</p> <p>(3)法100条1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について</p> <p>(4)次回の開催について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致（かつまた竜大氏） ・証人尋問（松永鉄兵氏）
9	平成27年 11月13日	<p>(1)参考人に対する意見聴取</p> <p>ア. 委員会として意見聴取すべき事項について</p> <p>イ. 意見聴取</p> <p>(2)証人尋問</p> <p>ア. 委員会として尋問すべき事項について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致（湯浅止子氏） ・証人尋問（青山ひろかず氏） ・石原よしのり委員より調査事項の追加に関する動議がなされた後、同委員より提出された「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特

		イ. 尋問 (3) 次回の開催について	別委員会」に対して調査事項を追加する決議案が提出され、原案のとおり可決
10	平成27年 11月19日	(1) 証人の欠席について (2) 次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭、診断書の提出を求めることを決定 ・ 平成27年12月定例会で中間報告を行うことを決定 ・ 記録等のうち、1 (1)㊸及び㊹を小泉文人氏に法100条1項に基づき提出を求めることを決定 ・ 記録等のうち、1 (4)㊺及び㊻を三立工芸株式会社に法100条1項に基づき提出を求めることを決定
11	平成27年 12月7日	(1) 平成27年11月13日の本特別委員会において議決した、「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議」の再審査について (2) 調査経費の追加について	<ul style="list-style-type: none"> ※石原よしのり委員ほか7名から左記(1)について招集請求がなされたため開催 ・ 平成27年11月13日の本委員会で議決した「政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会に対して調査事項を追加する決議」につき再審査することを決定 ・ 上記決議を撤回することを決定 ・ 調査経費の追加（100万円）を議長に申し出ることを決定

一	平成27年 12月24日	(委員会協議会) (1)鈴木啓一前議員の証人喚問の件 (2)今後の委員会の進め方	
12	平成28年 2月17日	(1)法100条1項に基づく記録の提出状況(取り扱い)について (2)これまで実施した証人尋問及び意見聴取並びに提出された記録の件について (3)今後の方針について (4)鈴木啓一前議員に求めた診断書の件について (5)次回の開催について ※(4)については秘密会で審査	<ul style="list-style-type: none"> ・記録等のうち、4(4)㊸及び㊹に関して、顧客情報等の保護に関する憂慮を払拭する形で帳簿及びこれに準ずる書類の提出を三立工芸株式会社を求めることを決定 ・記録等のうち、1(1)㊸が現存しない理由を、小泉文人氏に文書にて提出を求めることを決定 ・鈴木啓一氏から2月12日に提出された診断書に基づき、11月19日の証人尋問における同氏の不出頭につき正当な理由のあるものと決定 ・鈴木啓一氏には、逐次本委員会開催日に合わせて証人として出頭を求めていくことを決定
13	平成28年 3月14日	・本委員会の調査経費の件	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き平成28年度における調査経費を100万円以内とし、この旨を議長に申し出ることを決定
14	平成28年 3月17日	(1)法100条1項に基づく記録の提出状況について (2)2月17日に開催した本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小泉氏及び青山氏に対し、委員長、副委員長及び議会事務局が、並びに、当時の議会事務局庶務

		<p>会において、提出を求めた文書について</p> <p>(3)これまで実施した証人尋問及び意見聴取等の検証について</p> <p>(4)証人の不出頭について</p> <p>(5)次回の開催について</p> <p>※(4)については秘密会で審査</p>	<p>課長及び当時の議会事務局担当職員の2氏に対し、議会事務局が、各々任意で意見を聴取し、その内容を後日書面にて報告することを決定</p> <p>・証人尋問（鈴木啓一氏）</p> <p>体調不良のため不出頭（通知書の提出）</p>
15	平成28年 4月22日	<p>(1)小泉文人議員、青山ひろかず議員、当時の議会事務局庶務課長及び当時の担当職員に対する事情聴取の結果について</p> <p>(2)検証すべき事項について</p> <p>(3)次回の開催について</p> <p>(4)証人の不出頭について</p> <p>※(4)については秘密会で審査</p>	<p>・証人尋問（鈴木啓一氏）</p> <p>体調不良のため不出頭（通知書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定</p> <p>・後記第4の4(1)において小泉氏から提出された文書記載の内容につき、議会事務局において事実関係を調査の上報告することを決定</p>
16	平成28年 5月23日	<p>(1)小泉文人議員から提出された文書の内容に対する議会事務局庶務課への確認について</p> <p>(2)正副委員長により抽出した検証すべき事項の検証について</p> <p>(3)次回の開催について</p> <p>(4)証人の不出頭について</p> <p>※(4)については秘密会で審査</p>	<p>・証人尋問（鈴木啓一氏）</p> <p>体調不良のため不出頭（通知書及び診断書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定</p> <p>・検証すべき事項につき各委員が自己の見解を文書で提出することを決定</p>

17	平成28年 7月25日	(1)各委員から提出された検証書面について (2)正当理由等の判断について (3)本調査に係る今後の証拠調べの手続について (4)検証内容の整理について (5)調査事項の結論等に関する各委員の判断について (6)報告書案の作成について (7)次回の開催について ※(2)のうち証人の不出頭に関することについては秘密会で審査	・証人尋問（鈴木啓一氏） 体調不良のため不出頭（通知書の提出）、理由につきやむを得ないものとして認めることを決定 ・これまで行った法100条1項に基づく証人出頭請求に対する不出頭及び記録提出請求に対する不提出に関する理由につき、いずれも正当の理由ありと認めることを確認・決定 ・本調査に関する証拠調べ手続を終了し、これまでの調査内容及び検証に基づき結論をまとめることを決定 ・報告書案の作成を委員長に一任することを決定
18	平成28年 8月17日	(1)委員会調査報告書（案）について (2)次回の開催について	・委員からの意見を踏まえ、次回改めて報告書案を示すこととする
19	平成28年 8月23日	(1)委員会調査報告書（案）について (2)原本で提出された記録の返還について (3)資料の公開に係る取り扱いについて	・調査報告書を原案のとおり可決

第4 証人、参考人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

(1)小泉文人氏

<証言を求めた事項>

- ・平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・その他

(2)鈴木啓一氏

<証言を求めた事項>

- ・平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた小泉文人議員と鈴木啓一前議員が実施したとされるアンケート調査に関する事
- ・その他

(3)松永鉄兵氏

<証言を求めた事項>

- ・有限会社クアンに印刷を発注した点について

(4)青山ひろかず氏（現：青山博一氏）

＜証言を求めた事項＞

- ・平成24年度（平成24年10月15日～11月15日）に会派「緑風会第1」が「ボランティア・新生会・市民の風」と合同で実施したとされるアンケートについて
- ・平成24年度（平成24年12月15日～平成25年1月15日）に実施したとされるアンケートについて
- ・平成24年度（平成25年2月15日～3月15日）に実施したとされるアンケートについて
- ・平成24年度（平成25年3月21日～4月15日）に実施したとされるアンケートについて
- ・小泉氏が青山氏に対して24万円渡したという件について
- ・その他

2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

(1)かつまた竜大氏

＜意見を求めた事項＞

- ・政務調査費上の会派「社民・市民ネット」について
- ・平成23年に実施したアンケート調査について
- ・アンケート回答用はがきとアンケート調査報告書について
- ・会計処理について
- ・平成23年度に実施した会派「社民・市民ネット」のアンケートに関して
- ・平成24年2月に会派「社民・市民ネット」で実施した市民アンケートについて

(2)湯浅止子氏

＜意見を求めた事項＞

- ・政務調査費上の会派「社民・市民ネット」について
- ・平成23年に実施したアンケート調査について

- ・アンケート回答用はがきとアンケート調査報告書について
- ・会計処理について
- ・平成23年度に実施した会派「社民・市民ネット」のアンケートに関して
- ・平成24年2月に会派「社民・市民ネット」で実施した市民アンケートについて

3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

なし

4 その他任意に意見を求めた者、意見を求めた事項

(1)小泉文人氏

<意見を求めた事項>

- ・小泉氏から青山ひろかず氏に手渡した金額に関する証人尋問における小泉氏と青山氏の証言内容の食い違いについて、小泉氏に任意での意見聴取を要請したところ、文書による回答がなされた。

(2)青山ひろかず氏

<意見を求めた事項>

- ・平成25年2月に実施したとされるアンケート調査（会派「緑風会第1」と合同で実施したとされているもの）について
- ・平成24年12月、平成25年2月及び3月に実施したとされるアンケート調査並びにその結果に関する会派内での話し合いの有無について
- ・青山氏が切手代として請求した24万円について

以上3点について、証人尋問における小泉文人氏と青山ひろかず氏の証言内容の食い違いについて確認した。

(3)当時の議会事務局庶務課長

<意見を求めた事項>

- ・平成23年度に会派「社民・市民ネット」が実施したとされるアンケート調査に関して、小泉文人氏と当時の庶務課長との協議その他のやりとり

の有無について

- ・平成23年度に会派「社民・市民ネット」が実施したとされるアンケート調査に関して、会派内で許可を得たとされる場に当時の庶務課長が同席したか否かについて

(4)当時の議会事務局庶務課担当職員

<意見を求めた事項>

- ・平成24年10月に会派「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に関する報告書を議会事務局庶務課に提出した者について

第5 記録、資料の提出

1 法100条1項で提出を求めた記録及び提出状況

(1)小泉文人氏

- ㊦平成24年度及び25年度における、本調査に関わる印刷会社の登記簿謄本、定款、当該年度の決算書類及び当該年度の納税証明書
- ㊧上記印刷会社の実態のわかる会社概要又はパンフレット
- ㊨平成23年度の会派「社民・市民ネット」、平成24年度及び平成25年度の会派「ボランティア・新生会・市民の風」の政務調査費及び政務活動費に係る支出伝票に添付されている、領収書を発行した印刷会社が発行した、当該領収書以外の見積書、請求書及び納品書

平成27年7月27日付け文書にて上記㊦、㊧及び㊨の記録の提出を求めたところ、小泉文人氏から8月7日に、㊦のうち、有限会社クアンに係る登記簿謄本、定款及び納税証明書（その1）、㊨のうち、平成23年度に係る見積書、請求書及び納品書が提出された。その他の記録（㊦のうち決算書、㊧並びに㊨のうち平成24年度及び25年度に係る見積書、請求書及び納品書）については不存在であるとして提出されなかった。

- ㊩平成24年度及び平成25年度における本調査に関わる印刷会社の当該年度に係る納税証明書（その2）

㊦平成24年度及び平成25年度における本調査に関わる印刷会社の当該年度に係る法人市民税及び法人県民税の納税証明書

平成27年8月19日付け文書にて上記㊥及び㊦の記録の提出を求めたところ、小泉文人氏から9月4日に、㊥は入手できなかったとして提出されず、㊦については提出されず、法人市民税については「該当なし」との記載のある市税証明交付申請書、及び、法人県民税については「未申告のため発行できませんでした」との記載のある納税証明書交付請求書が資料として提出された。

㊧有限会社クアンの平成24年度及び平成25年度における領収書の控えの原本又は写し

㊨有限会社クアンの過去における直近の決算資料

㊩有限会社クアンの過去における直近の納税証明資料

㊪平成23年度、平成24年度及び平成25年度に実施した8回分のアンケート調査報告書の、パソコンに残っているデータをメディアに記録したもの

平成27年10月29日付け文書にて上記㊨ないし㊩の記録の提出を求めたところ、小泉文人氏から11月9日に、㊨については平成22年度（平成22年11月1日から平成23年10月31日まで）の有限会社クアンに係る決算報告書が、㊩については同年度の同社に係る法人市民税納税証明書が、㊪については、平成25年5月及び26年2月に実施したとされるアンケートの結果報告に係る電子データ（Microsoft Excel ファイル）2件が記録されたDVD-Rが提出された（両ファイルのプロパティによれば、最終印刷日は平成26年4月30日及び同年5月2日であった）。㊪については、当該資料は現存せずとして提出されなかった。

㊫平成24年度及び平成25年度における本委員会の調査事項に係るアンケート調査に際し、三立工芸株式会社が発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し

㊬前項に関連し、平成24年度（平成24年10月15日から平成24年11月15日）に「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、三立工芸

株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し

平成27年12月11日付け文書にて上記㊸及び㊹の記録の提出を求めたところ、小泉文人氏から12月25日に、㊸については現存せずとして、㊹については資料の存在すら知らないとして、いずれも提出されなかった。

なお、㊹については、記録提出請求書において提出を求める記録を誤って記載したものであり、正しくは「平成24年度に会派「緑風会」もしくは「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、有限会社クアンが受注し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する、三立工芸株式会社が発行した見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し」（以下「㊹」という。）である。

㊸の記録については、平成28年2月3日付け文書にて改めて提出を求めたところ、小泉文人氏から2月15日に、当該記録は現存せず提出できない旨の文書が提出された。

また、現存しないと回答された㊸及び㊹の記録について、当該記録が現存しない理由を文書にて提出することを2月29日付け文書にて同氏に求めたところ、同氏から、3月15日付け文書にて、いずれの記録についても廃棄済みのため提出できない旨の回答がなされた。

(2)かつまた竜大氏

- ・平成23年度における会派「社民・市民ネット」の政務調査費の通帳

平成27年7月27日付け文書にて上記記録の提出を求めたところ、かつまた竜大氏から8月7日に当該記録の写しが提出された。

(3)鈴木啓一氏

- ・平成24年度及び平成25年度における会派「ボランティア・新生会・市民の風」の政務調査費及び政務活動費の通帳

平成27年7月27日付け文書にて上記記録の提出を求めたところ、鈴木啓一氏から8月7日に当該記録の写しが提出された。

(4)三立工芸株式会社

㊦平成24年度及び平成25年度における本委員会の調査事項に係るアンケート調査に際し、アンケート用紙を印刷した三立工芸株式会社が発行した、見積書、注文書、注文請書、納品書、請求書及び領収書の原本又は控え又は写し

㊧平成24年度及び平成25年度における本委員会の調査事項に係る7件分のアンケート回答用はがきの現物又はサンプル

平成27年10月28日付け文書にて上記㊦及び㊧の記録の提出を求めたところ、三立工芸株式会社から11月9日に、㊦については平成24年度及び平成25年度に実施されたとされるアンケート調査計7件に際し、同社が発行した領収書の控えの写し及び納品書の控えの写しが提出された。㊧については、コンプライアンス上の問題もあり、納品手続が終了した時点で廃棄しているとして提出されなかった。

㊨平成24年度及び平成25年度における本委員会の調査事項に係るアンケート調査に際し、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿又は書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本又は写し

㊩前項に関連し、平成24年度(平成24年10月15日から平成24年11月15日)に「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、小泉文人氏又は有限会社クアンから、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿又は書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本又は写し

平成27年12月10日付け文書にて上記㊨及び㊩の記録の提出を求めたところ、三立工芸株式会社から平成28年1月6日に、当該アンケート用紙の出荷を証明する資料は前回納品書の写しの控え等を提出済みであること、及び、同社の帳簿及びこれに準ずる書類には多数の取引先の顧客情報が記載されており、これを開示したことで責任を追及されるおそれがある等の理由を示す文書が提出され、㊨及び㊩の記録は提出され

なかった。

なお、㊦については、記録提出請求書において提出を求める記録を誤って記載したものであり、正しくは「平成24年度に会派「緑風会」もしくは「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、小泉文人氏又は有限会社クアンから、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿又は書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本又は写し」（以下「㊦」という。）である。

㊦の記録については、平成28年2月3日付け文書にて改めて提出を求めたところ、三立工芸株式会社から2月18日に、当該アンケート用紙の印刷に係る領収書の控えの写し及び納品書の控えの写しが提出された。

また、㊧及び㊨の記録に関しては、平成28年2月29日付け文書にて、三立工芸株式会社に、顧客情報等の保護に関する憂慮を払拭する形で帳簿及びこれに準ずる書類の提出につき協力を求めたところ、同社から、3月11日付け文書にて、当該書類については財務上及び営業上の秘密の保持並びに顧客のプライバシー保護の観点等から開示要請に応じられない旨の回答がなされた。

2 法100条10項で提出を求めた記録及び提出状況

なし

3 参考人に提出を求めた資料及び提出状況

なし

4 議会事務局に提出を求めた資料及び提出状況

①当該年度の政務調査費及び政務活動費の「支出伝票」、「領収書」及び、「アンケートに関する添付資料」

②市川市監査委員告示第3号政務調査費及び政務活動費の返還に係る措置

請求についての資料

- ③市川市監査委員告示第2号個別外部監査の結果に関する報告書
- ④平成27年4月16日に開催された全員協議会において、各会派から提出された意見をまとめた発言要旨一覧表
- ⑤平成26年12月臨時会における、発議第44号に対する討論部分の会議録の写し
- ⑥政務調査費及び政務活動費の返納に関する、自主返納申請状況一覧
- ⑦本市議会に係る政務調査費及び政務活動費に関する新聞記事
- ⑧平成23年度から25年度における、政務調査費及び政務活動費執行状況

平成27年7月17日に上記①ないし⑧の記録の提出を求めたところ、議会事務局から同日に上記①ないし⑧の記録が提出された（なお、上記②及び③については、新たに議員になった3名の委員のみに配付）。

第6 委員派遣

なし

第7 調査対象及びこれに関する証言等の概要

1 調査の対象となるアンケート調査及びその内容概要

本委員会の調査の対象となるアンケート調査は、平成23年度から25年度の間に行い、その全部又は一部の経費に政務活動費等を充てたとして収支報告がなされている計8件である。

本市議会において、会派が行う調査研究活動（平成25年度以降は「調査研究その他の活動」）に係る費用に政務活動費等を充てた場合、その内容を収支報告書に記載し、領収書等の証憑書類等を添付して、これを議長を經由して市長に提出しなければならない。

これら政務活動費等の収支報告に係る書類（以下「収支報告」という。）に

よれば、各アンケート調査の概要は次のとおりである。

<平成23年度（会派「社民・市民ネット」として実施）>

(1)平成24年3月5日から3月20日までを実施期間とするアンケート

（以下「平成24年3月アンケート」という。）

- ・ 回答用はがきの印刷部数 6,000部
- ・ 回答用はがきの印刷代金 105,000円
- ・ 収支報告における印刷発注先 三立工芸株式会社
- ・ 印刷代金に係る領収書の日付 平成24年2月24日
- ・ 切手（いずれも額面80円。以下同じ）の購入枚数及び金額
6,000枚 480,000円
- ・ 切手の購入先（枚数） 市川郵便局(3,000)、行徳郵便局(3,000)
- ・ 切手購入に係る領収書の日付 平成24年2月23日

<平成24年度（会派「ボランティア・新生会・市民の風」として実施）>

(2)平成24年5月1日から6月1日までを実施期間とするアンケート

（以下「平成24年5月アンケート」という。）

- ・ 回答用はがきの印刷部数 6,000部
- ・ 回答用はがきの印刷代金 100,000円
- ・ 収支報告における印刷発注先 有限会社クアン
- ・ 印刷代金に係る領収書の日付 平成24年4月24日
- ・ 切手の購入枚数及び金額 6,000枚 480,000円
- ・ 切手の購入先（枚数） 市川郵便局(3,000)、行徳郵便局(3,000)
- ・ 切手購入に係る領収書の日付 平成24年4月24日

(3)平成24年12月15日から25年1月15日までを実施期間とするアンケート

（以下「平成24年12月アンケート」という。）

- ・ 回答用はがきの印刷部数 9,000部
- ・ 回答用はがきの印刷代金 173,250円
- ・ 収支報告における印刷発注先 有限会社クアン
- ・ 印刷代金に係る領収書の日付 平成24年12月5日

- ・切手の購入枚数及び金額 9,000枚 720,000円
- ・切手の購入先（枚数） 北八幡郵便局(9,000)
- ・切手購入に係る領収書の日付 平成24年12月5日

(4)平成25年2月15日から3月15日までを実施期間とするアンケート

(以下「平成25年2月アンケート」という。)

- ・回答用はがきの印刷部数 9,000部
- ・回答用はがきの印刷代金 189,000円
- ・収支報告における印刷発注先 有限会社クアン
- ・印刷代金に係る領収書の日付 平成25年2月14日

※本件アンケートに係る切手代金には、政務調査費が充てられていない。

また、本件アンケートについては、平成27年3月に公表された個別外部監査結果において、会派「緑風会第1」と合同で実施したとされている。会派「緑風会第1」の平成24年度の政務調査費の収支報告によれば、当該アンケート（以下「平成24年10月アンケート」という。）の概要は次のとおりである（なお、印刷代金には、政務調査費が充てられていない）。

- ・実施期間 平成24年10月15日から11月15日まで
- ・切手の購入枚数及び金額 1,500枚 120,000円
- ・切手の購入先（枚数） 市川幸郵便局(1,500)
- ・切手購入に係る領収書の日付 平成24年10月12日

(5)平成25年3月21日から4月15日までを実施期間とするアンケート

(以下「平成25年3月アンケート」という。)

- ・回答用はがきの印刷部数 4,000部
- ・回答用はがきの印刷代金 131,250円
- ・収支報告における印刷発注先 有限会社クアン
- ・印刷代金に係る領収書の日付 平成25年3月20日

※本件アンケートに係る切手代金には、政務調査費が充てられていない。

<平成25年度（会派「ボランティア・新生会・市民の風」として実施）>

(6)平成25年5月20日から6月20日までを実施期間とするアンケート

(以下「平成25年5月アンケート」という。)

・ 回答用はがきの印刷部数	6,000部
・ 回答用はがきの印刷代金	141,750円
・ 収支報告における印刷発注先	有限会社クアン
・ 印刷代金に係る領収書の日付	平成25年5月14日
・ 切手の購入枚数及び金額	6,000枚 480,000円
・ 切手の購入先(枚数)	北八幡郵便局(6,000)
・ 切手購入に係る領収書の日付	平成24年5月16日

(7)平成25年11月20日から12月20日までを実施期間とするアンケート

(以下「平成25年11月アンケート」という。)

・ 回答用はがきの印刷部数	7,000部
・ 回答用はがきの印刷代金	141,750円
・ 収支報告における印刷発注先	有限会社クアン
・ 印刷代金に係る領収書の日付	平成25年12月5日
・ 切手の購入枚数及び金額	7,000枚 560,000円
・ 切手の購入先(枚数)	北八幡郵便局(7,000)
・ 切手購入に係る領収書の日付	平成25年11月14日

(8)平成26年2月5日から3月5日までを実施期間とするアンケート

(以下「平成26年2月アンケート」という。)

・ 切手の購入枚数及び金額	4,000枚 320,000円
・ 切手の購入先(枚数)	市川郵便局(4,000)
・ 切手購入に係る領収書の日付	平成26年1月31日

※本件アンケートに係る印刷代金には、政務活動費が充てられていない。

なお、有限会社クアンがアンケート回答用はがきを印刷して実施したとされるアンケートとして、会派「緑風会第1」が実施したとされる以下のアンケート(以下「平成24年4月アンケート」という。)がある。

・ 実施期間	平成24年4月24日から5月1日まで
--------	--------------------

・ 回答用はがきの印刷部数	3,500部
・ 回答用はがきの印刷代金	80,000円
・ 収支報告における印刷発注先	有限会社クアン
・ 印刷代金に係る領収書の日付	平成24年4月26日
・ 切手の購入枚数及び金額	3,500枚 280,000円
・ 切手の購入先（枚数）	行徳郵便局(3,500)
・ 切手購入に係る領収書の日付	平成24年4月24日

2 証人の証言、参考人の意見陳述等の概要

前記第4に示したとおり、本委員会は、小泉文人氏、鈴木啓一氏、松永鉄兵氏及び青山ひろかず氏の4名に証人としての出頭を求め、出頭できなかった鈴木氏を除く3名に対し証人尋問を行った。また、かつまた竜大氏及び湯浅止子氏に参考人として意見を聴き、その他複数の者から任意で意見を聴取した。

各証人の証言及び参考人等から聴取した意見等の内容について、概要を以下に示す。

(1) 平成27年10月9日に本委員会が実施した証人尋問において、小泉文人氏はおおむね次のことを証言している。

- ・ 平成24年度及び25年度に実施したとされるアンケート7件（回答用はがきの印刷代に政務活動費を充てなかった平成26年2月アンケートを含む）に関して、回答用はがきへの切手の貼付及びアンケートの実施は、鈴木啓一氏が行った平成25年3月アンケートを除き、小泉氏が自宅で家族や友人、知人、後援会のメンバーらとともに切手を貼付し、知人らにアンケートの実施を依頼した。

また、アンケート結果の集計は、当該アンケート7件について、小泉氏が自宅で、家族や友人、知人らの手伝いも受けながら行い、調査報告書は小泉氏が自宅でパソコンを使用して作成した。なお、アンケートの結果報告に係る電子データのうち、平成25年5月アンケート及び平成26年2月アンケートに係るものについては、小泉氏から記録として提出されている

(第5の1(1)㉞)。

- ・ 平成24年度及び25年度に実施したとされるアンケート7件(回答用はがきの印刷代に政務活動費を充てなかった平成26年2月アンケートを含む)に関して、その結果について、会派内で鈴木啓一氏と話をした。
- ・ 平成25年2月アンケートについては、会派「緑風会第1」と合同で実施したとされているが、合同で実施した記憶はない。ただし、「先般行われました個別外部監査において、合同で行いましたというふうにお答えをした」(平成27年10月9日会議録10頁。以下、同日の会議録からの引用においては単に頁のみ記述する)記憶はある。しかし、当時は青山ひろかず氏が会派を離脱する時期であり、青山氏から、「同じような項目でいいのでアンケートの項目等をお願いできないかというような依頼があったにすぎない」(10頁、同旨40頁)と記憶している。
- ・ アンケート用紙を印刷したとされる有限会社クアン(以下「クアン」という。)については、イベントの企画制作等を業とする会社であるが休眠状態にあるため、決算及び税の確定申告をしておらず、休業届も出していない。

この点に関して、小泉氏に対して求めた記録の提出状況によれば、同社は事業年度平成22年11月1日から23年10月31日に関する決算及び税の確定申告を行ったのを最後に、平成24年度及び25年度は決算及び税の確定申告を行っていないことが認められる(第5の1(1)㉞、㉟、㊱、㊲・㊳)。

- ・ アンケートの印刷に係るクアン発行の領収書を書いたのは私(小泉氏)である。
- ・ 平成24年3月アンケートの実施については、当時の議会事務局庶務課長とともに、当時所属していた会派「社民・市民ネット」の代表(かつまた竜大氏)及び会計責任者(湯浅止子氏)のところを訪ねて許可を得たと記憶している。
- ・ アンケートの実施に際して、郵送手段として切手を貼付する方法をとるに当たっては、当時、どのようにやったらいいかということを経営の庶務

課長と相談しながら進めてきた。切手を使用した理由は、切手を貼付する対象がアンケート返信用はがきであるためである。また、料金を後納する方法も考えたが、受け取り時に手数料がかかるほか、受け取りの手間の問題があるため、切手を使用することとした。

- ・ 本件アンケートの回答率・回収率が高いのは、手伝ってくれた方々が頑張ってくれて、回答の送付をお願いしたためだと記憶している。
- ・ 平成24年度及び25年度に実施したとされるアンケート7件（回答用はがきの印刷代に政務活動費を充てなかった平成26年2月アンケートを含む）について、回答用はがきの印刷を実際に行ったのは三立工芸株式会社（以下「三立工芸」という。）であり、定款上、私（小泉氏）が取締役となっているクアンは受注をしていない。収支報告へのクアンが発行した領収書の添付は、政務活動費等の「残額等、支出に合わせるためにクアンの領収書を提出したという体裁」をとった（55頁）ものである。

このことについて、三立工芸からは、当該アンケート7件の回答用はがきの受注に係る領収書控の写し及び納品書の控えの写し（第5の1(4)㉞）が記録として提出されている。

- ・ 平成24年12月アンケートは、政務調査費を請求する時点では小泉氏、鈴木氏、青山氏の3名で実施する話であったが、最終的には青山氏はアンケートに参加しなかった。アンケート回答用はがきは小泉氏が青山氏の分を含め計6,000枚を使用し、したがって青山氏のところにはがきが返信されることはない。

この点、平成24年度の政務調査費の収支報告には、小泉氏、鈴木氏、青山氏の住所をそれぞれ返信先とするはがき計3枚が切手代に係る支出伝票に添付されている。

- ・ 当該アンケートに使用する切手については、3名で各24万円（80円切手3,000枚分）の支出をしている関係で、アンケートに参加しなかった青山氏には実費分24万円を渡した。

(2) 平成27年11月12日に本委員会が実施した証人尋問において、松永鉄兵氏

はおおむね次のことを証言している。

- ・ 会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年4月アンケートに関して、アンケート回答用はがきの印刷は、小泉氏と話をする中でクアンの存在を知り、これに発注することとした。

なお、当該アンケートについては、はがきを実際に印刷したとされる三立工芸から領収書の控えの写し及び納品書の控えの写しが記録として提出されている（第5の1(4)㊥）。

- ・ 上記はがきの作成に必要な内容は小泉氏に伝え、印刷されたはがきは、市役所あるいは市役所の駐車場で、小泉氏から直接受け取った。発注や納品、代金支払いの時期など当時の具体的な日付は現時点では把握していない。また、発注から納品に至るまでの間で、校正等のやりとりは行っていない。
- ・ 上記はがきの発注当時、三立工芸の存在、あるいはクアンが休眠状態であったことは知らなかった。

(3) 平成27年11月13日に本委員会が実施した証人尋問において、青山ひろかず氏はおおむね次のことを証言している。

- ・ 会派「緑風会第1」が会派「ボランティア・新生会・市民の風」と合同で実施したとされる平成24年10月アンケートについて、企画した者、回答用はがきの印刷会社について当時は一切知らなかった。自分は当該アンケートは実施していない。小泉氏にアンケート項目のサンプルを依頼したこともない。アンケートの実施及び収支報告に添付されているアンケート報告書の提出は、おそらく小泉氏が行ったと思う。

- ・ 上記アンケートについて、収支報告にある切手1,500枚を購入したのは自分（青山氏）である。当時は政務活動費等について熟知しておらず、また、市内出張に関する政務調査費の精算をしていたところ、小泉氏に、そんな面倒くさいことをすることはない、切手を買って換金すれば済む、松永鉄兵議員もみんなやっていると言われ、そうかと思い、切手を購入した。購入した切手は自分（青山氏）の後援会の会報の送付に使用した。換金は

していない。

- 平成24年12月アンケートは、自分（青山氏）は実施していない。当該アンケート回答用はがきの返信先の1つに自宅があることは当時は知らなかった。
 - 平成24年12月アンケートに係る切手代に関して、小泉氏から24万円を受け取ったことはない。
 - 平成27年、議会事務局庶務課に政務活動費等の自主返納を行った際、6月24日付けの24万円の預り証は受け取っていない。一方、自由クラブに会派を移るときに（時期はよく覚えていないが）、小泉氏が自由クラブの部屋に来て、先輩の分です、と15万円を預かったことは記憶している。それがどのようなお金なのかは聞かなかったが、自主返納時には15万円を小泉氏に返した。
- (4) 平成27年11月12日に本委員会が実施した参考人からの意見聴取において、かつまた竜大氏はおおむね次のことを陳述している。
- 平成23年度、会派「社民・市民ネット」は私（かつまた氏。代表者）、湯浅氏（会計責任者）、秋本のり子氏の3名で構成していたが、当時の条例ではいわゆる1人会派の議員には政務調査費が支給されないため、当時1人会派の議員であった小泉氏、鈴木氏を含む5名で政務調査費上の会派「社民・市民ネット」を組むこととなった。
 - 平成24年3月アンケートの実施について、会派で話し合いはしていない。当該アンケートに関しては、当初鈴木氏から私（かつまた氏）に実施の打診があったが、2月定例会の時期でもあり断った。その後、鈴木氏、小泉氏に私（かつまた氏）と湯浅氏が議会図書室に呼ばれ、改めてアンケートの実施を提案されたが、私も湯浅氏も断った。このとき、秋本氏はおらず、当時の議会事務局庶務課長も同席していない。
 - したがって上記アンケートの実施、及びアンケートの実施者としての自身（かつまた氏）の氏名の掲載について許可はしていない。当該アンケートに係る回答用はがきや調査報告書の現物を見たことはなく、問い合わせ

などが来たこともない。政務調査費がアンケート調査に使用された事実、及びアンケートの実施者として自身（かつまた氏）、湯浅氏、秋本氏の氏名が掲載されていることを知ったのは平成26年に住民監査請求がなされた際のことである。

- ・ 上記アンケートの実施に係る政務調査費の返納は、個別外部監査の後、私（かつまた氏）、湯浅氏、秋本氏及び小泉氏の4名で会い、秋本氏から小泉氏に返納するよう促したが、小泉氏は返さないほうがいいと答えた。
- ・ 上記アンケートの実施に係る政務調査費の支払伝票には会派代表者（かつまた氏）と会計責任者（湯浅氏）の押印があるが、自分（かつまた氏）及び湯浅氏は押していない。

この点について、当時、議会事務局では、会派代表者等の押印のない書類が持参されたときは、当該会派代表者等の了解の有無を持参者に確認した上で、確認できた場合にのみ、議会事務局で預かっている印を押捺する場合がある旨、議会事務局長の説明があった。

(5) 平成27年11月13日に本委員会が実施した参考人からの意見聴取において、湯浅止子氏はおおむね次のことを陳述している。

- ・ 上記アンケートの実施に係る政務調査費につき、かつまた氏、湯浅氏、秋本氏及び小泉氏の4名で会い、秋本氏から小泉氏に返納するよう促した際、小泉氏は、返納はベストとは思わないと答えたので、返納の意思がないものと判断した。
- ・ 平成23年度当時の政務調査費については、かつまた氏、秋本氏及び私（湯浅氏）の3名の会計責任者であるとの思いがあった。当然、5人会派の会計責任者として自分の名前があることはわかっているが、年度末の会計処理については、前記3名分の確認はしたものの、小泉氏及び鈴木氏の2名分については、その2名で確認するとの話を議会事務局から聞いた。したがって、この2名分の収支については見た覚えはない。
- ・ 上記のほか、前記(4)のかつまた氏の陳述と同様の陳述がなされた。

(6) 平成28年4月4日、本委員会の委員長及び副委員長は青山ひろかず氏に

対し、証人尋問における小泉氏の証言と青山氏の証言との食い違いについて、任意で事情聴取を行った。その際の青山氏の陳述内容は、平成28年4月22日の本委員会で次のとおり報告された。

- 平成25年2月アンケートと、会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年10月アンケートとの合同実施の件について、小泉氏は、同じような項目でいいのでアンケートの項目等をお願いできないかというような依頼が青山氏からあった旨証言したのに対し、青山氏は、このアンケートには参加もしておらず、了承もしていないのでそういうことはない旨証言している。

これら両者の証言の食い違いについて青山氏に確認をしたところ、青山氏は、アンケートはやっていないし、あのときは議会事務局から切手を購入した証拠ないし資料の提出を求められたので、小泉氏にそういったものを事務局に求められたので参考になるものを、と言ったかもしれないが、それ以上のことはよく覚えていない、との回答であった。

- 平成24年12月、平成25年2月及び平成25年3月のアンケート3件の結果に関する会派内での話し合いの有無について、小泉氏は、話し合った旨、青山氏は、会派で話し合ったことは一度もない旨をそれぞれ証言している。

これら両者の証言の食い違いについて青山氏に確認したところ、青山氏は、アンケートの結果についての話し合いを聞いたことはなく、私は関知していない、との回答であった。

- 平成25年2月アンケートに関する切手代について、小泉氏は、青山氏分の切手代として請求した実費分の24万円を青山氏に渡した旨証言したのに対し、青山氏は、24万円はもらっておらず、15万円を預かった旨証言している。

これら両者の証言の食い違いについて青山氏に確認したところ、青山氏は、15万円は会派を移動した際、小泉氏から、先輩の分ですと言って持ってきたので一応預かっただけで、27年6月に議会事務局庶務課に預けた。また、政務調査費を充てた平成24年12月アンケートの印刷代及び切手代の

合計89万3,250円の3分の1に当たる29万7,750円を議会事務局に返金したことになっている点については、全然知らない、初めて聞いた、との回答であった。

(7) 平成28年4月6日、本委員会の委員長及び副委員長は、証人尋問における小泉氏の証言内容について、平成23年度当時の議会事務局庶務課長から任意で事情を聴取するよう議会事務局の職員に命じ、平成28年4月22日の本委員会で次のとおりの報告がなされた。

- ・ 平成23年度の平成24年3月アンケートの実施に関して、小泉氏は、切手を用いた理由について、当時の庶務課長と相談しながら、課長と同時にその方法を調べて切手を使おうという決断になった旨を証言している。

この点について、小泉氏との何らかのやり取りや協議の有無について、当時の庶務課長に確認したところ、当時の庶務課長は、今の記憶でいくと、そういうやったという記憶はない、ありません、との回答であった。

- ・ 平成23年度の平成24年3月アンケートの実施に関して、小泉氏は、当時の庶務課長とともにかつまた氏及び湯浅氏のところに行き、アンケートの実施について許可を得た旨を証言しているのに対し、かつまた氏及び湯浅氏は、参考人の意見聴取において、当時の庶務課長の同席を否定している。

この点について、小泉氏とともにかつまた氏及び湯浅氏のところに出向き、アンケートの話し合いに立ち会ったかどうか、当時の庶務課長に確認したところ、当時の庶務課長は、いつどこでということもわからず、記憶にない、との回答であった。

(8) 平成28年4月6日、本委員会の委員長及び副委員長は、証人尋問における小泉氏の証言内容について、平成23年度当時の議会事務局庶務課の担当職員から任意で事情を聴取するよう議会事務局の職員に命じ、平成28年4月22日の本委員会で次のとおりの報告がなされた。

- ・ 会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年10月アンケートの報告書について、小泉氏は、資料の存在すら知らないとしている（第5の1(1)㊦参照）が、青山氏は、当該報告書は小泉氏が提出したと思う旨を証言

している。

この点について、当該報告書を誰が提出したかについて当時の担当職員に確認したところ、おそらく小泉氏から、青山氏から預かっているということで、報告書を受け取ったのではないかと思う、との回答であった。

3 本委員会における調査に係る検証の進め方

本委員会が調査の対象とするアンケートは平成23年度から25年度にかけて実施されたとされる計8件であり、検証すべき内容も多岐にわたっている。そこで、本委員会では調査事項に係る検証を以下の手順で進めることとした。

すなわち、調査により得られた証言や意見、提出された記録等に基づき、まず各委員において検証すべき事項を抽出し、本件調査に関する論点等につき共通の認識を得た上で、各委員が、抽出された全ての事項について自身の見解を検証として示す作業を通して、本委員会としての検証結果を得ようとするものである。

なお、各委員による検証の内容は別添のとおりである。

第8 調査の内容と結果

1 はじめに

本委員会の目的は、前記第1のとおり、本件についての事実関係を委員会における調査を通じて明らかにすることで、市民に対する説明責任を果たすとともに、政務活動費の使途の透明性の向上へ向けた議論に役立てることにある。

また、本委員会では、この目的に資するための強力な権限を行使することが認められており（法100条）、他の委員会と比べると特殊な委員会であるともいえる。

ところで、本調査事件の対象者である小泉文人氏及び鈴木啓一氏（以下両者を併せて「小泉氏ら」という。）は、公選を経て、市民を代表する立場にある市議会議員（元議員を含む。）であり、「選良」とも例えられる者である。よって、執行機関側の不正等を監視、是正あるいは抑止することこそあっても、自らが不正を行うなどといった事態は、そもそも想定されていない。

また、委員の側からみれば、小泉氏らは、市政を発展させるべく一緒になって汗をかいていこうとする、いわば「同僚」でもある。

したがって、端から、小泉氏らの不正を疑ってかかっているわけではなく、むしろ、「議員が議員を調査する」様相を呈した本調査が行われることに、いささかの躊躇すら覚えているところである。

しかるに、一方では、議会及び議員には、本件政務活動費等の適正な使用について疑義が生じている以上、事実関係の解明ないし真相を究明することが市民より求められていることは、いうまでもない。

このような状況にあって、小泉氏らに「きちんとした説明をしてもらうための場」を設けることにより、小泉氏らの身の潔白が証明されるとともに、真相の究明にも十分資することを期待して、本委員会が設置されたともいえるのである。

なお、100条調査特別委員会で真相を究明することの必要性自体については、小泉氏自身も、従前から同旨のことを主張しており（平成26年12月臨時会にお

ける発議第44号の賛成討論参照)、一方で、本委員会が設置された際にも、本委員会の調査においてしっかりと説明責任を果たす旨述べていた。

そこで、以下において、これまでの調査内容を踏まえた最終的な検証を行うものとする。

2 調査事項に係る検証の手法(切り口)

(1) 本調査事件は、調査事項に係る8件の「アンケートは実際に(本当に)実施されたのか否か」等について疑問が呈されているものである。

(2) まず、政務活動費等を使用して当該アンケートを実際に実施したと主張する小泉氏によれば、切手を貼付したアンケート回答用(長型)はがきを使用してアンケートを実施したとのことである。

そこで、この場合における通常の実施プロセス(手順)は、おおむね次のとおりとなる。

- ① アンケートの企画及び立案
- ② (アンケート)回答用はがきの発注及び印刷
- ③ 切手の購入及び回答用はがきへの貼付
- ④ (未記入の)回答用はがきの配布
- ⑤ (記入済みの)回答用はがきの回収
- ⑥ 回収した回答用はがきの結果の集計及び調査報告書の作成
- ⑦ 収支報告書の作成及び提出

※なお、②と③(切手の購入)の順序については、前後することがあり得る。

(3) 前記1に示した本調査の趣旨に照らすと、上記①から⑦までの全てが重要な検証部分であるといえるが、この中でもとりわけ、「(アンケートの実施の)実体が認められるか否か=そもそもアンケートの実施そのものがないのではないか=政務活動費を目的外に(私的に)使用したのではないか」という点に、本委員会の委員はもとより、議員や市民の最大の関心があるものと考えられる。

「(アンケートの実施の) 実体が認められる」と認定するためには、何よりも、アンケートの実施の有無に直接関連すると同時に、アンケートの実施について直接立証することに寄与する部分の検証を行うことが必須となる。

- (4) したがって、上記(2)のうち、まず、①、②、③及び④の部分について検証を行うこととする。その上で、⑤、⑥及び⑦についても、各委員からの指摘を踏まえ、アンケートの実施の有無の判断に大きな影響を及ぼす可能性のある事項について検証を行うこととする。また、本調査事件に関連して考察すべきと考えられる点もいくつかあるが(例えば、制度の運用に関する類の問題点として、収支報告書の提出方法が適正であったか、政務活動費等の使用の効果が条例の趣旨に適うものであったか、など)、これらの点については、後記4において触れることとする。

3 アンケートの実施の有無に係る検証

- (1) 検証における基本的な考え方

まず、本委員会としての検証を行うに先立ち、事実の認定や評価を行う上での基本的な考え方を示す。

ア 本委員会は、本調査事項に係る8件の各アンケートが実際に実施されたか否かを調査することを目的として設置されたものである。

よって、調査対象者に係る犯罪捜査を行うためのものでないことはもちろん、調査対象者に制裁を加えることを直接の目的とするものではない。

また、本委員会は、調査対象者(小泉氏及び鈴木氏)をはじめとする関係者の基本的人権に最大限配慮するとともに、公正性及び客観性を重視して調査及び検証を行うべきであり、運営要領にもその旨規定されているところである。

イ そこで、事実の認定や評価を行う際の基本的なスタンスとしては、より高い合理性が求められていることはいうまでもない。

ウ その一方で、本委員会の調査及び検証の手続は、裁判手続そのものではないため、必ずしも裁判と同程度の厳格な基準によるべきとする必然性はない。このことからすれば、ある一定の判断において、相応の合理性が認められれば、仮に他の可能性が排除し切れなくても、当該判断を是とする考え方もあり得るところではある。

エ しかしながら、調査対象者にとっては、本委員会の検証結果次第では、自身の信用や名誉を傷つけられる、あるいは今後の活動に重大な不利益を生じるおそれがあり、さらには、刑事訴追等の厳しい法的責任の追及に繋がる可能性すら否定できないところである。

オ したがって、本委員会として、調査事件に関し、調査対象者にとって不利益な事実の認定や評価を確定的かつ終局的に行う場合には、厳しい基準に拠るべきものといえる。

具体的には、委員全員の意見が一致することを原則としつつも、少なくとも、いわゆる特別多数のうちの4分の3以上、これは地方自治法上の議員を除名する場合の同意要件にも相当するが、この割合以上で一致する部分については、事実認定等を行うに当たり委員会として疑義が払拭されている、つまり、委員会としての判断を示すことができる状況にあると考える。

(2) 証言の信用性等

ア 本委員会がこれまでに実施した調査において収集することができた実質証拠としては、物証（書類等）に関しては比較的少ないといえる一方で、人証（証言や意見陳述等）に関しては比較的多いものといえる（なお、実施済みの証人尋問は3件、参考人の意見聴取は2件であり、不実施の証人尋問は鈴木氏に係る1件のみである）。

また、人証については、調査対象者のうち小泉氏及び本件アンケート実施当時に調査対象者と同じ会派に所属していた議員（平成23年度にあつては、かつまた氏及び湯浅氏、平成24年度にあつては、青山氏）からの証言や意見陳述が中心となっている。

そのためか、各委員の検証においては、主に人証を根拠としてその主張を展開する場面が多くみられたところである。

そこで、本委員会として具体的な検証（後記(3)）を行うに先立ち、人証ないし証言等の証拠力等に対する考え方について、若干述べておく。

イ これまでに実施した人証に係る証拠調べにおいては、宣誓をした上で証言した証人もいれば、宣誓を拒否した上で証言した証人もいた。

また、証人としてではなく、参考人として本委員会に招致され、意見陳述をした者もいたところである。

ウ ところで、一般的には、宣誓をした上での証人の証言については偽証罪の適用があることから、証拠力（証拠としての価値、証明力ないし信用性）が典型的に高いという考え方はあり得るところである。

また、証人尋問と参考人の意見聴取における手続面での厳格性の相違により、手続がより厳格な証人の証言のほうが、参考人の意見陳述より証拠力が典型的に高いという考え方もあり得るところである。

エ そこで、本委員会の検証においても、宣誓をした上での証言は、常に最も信用できるものとして評価を行う、つまり、最も証拠力が高い証言と考えることができそうである。

また、証人の証言と参考人の意見陳述を比較すると、前者のほうが常に信用できると考えることもできそうである。

これらについて換言すれば、宣誓を拒否した上での証人の証言及び参考人の意見陳述に関しては、常に、宣誓をした上での証言に比べて証拠力が相対的に低くなることに繋がる。

オ しかしながら、宣誓を拒否した上での証言又は参考人の意見陳述であっても、その内容に合理性が認められ、十分に信用できる場合があり得ることは想像に難くない。また、そうでなければ、当該証拠調べをした意義そのものが損なわれるおそれすらある。

よって、宣誓したか否かについては、証拠力を判断する上での考慮要素の一つではあっても、唯一の考慮要素ではない。

また、実際問題としても、このように考えないと、例えば、宣誓をした証人同士において、同じ争点・論点について証言内容が真逆であった場合に、証拠力の優劣が全くつかなくなる（つまり、判断不能となる）おそれがある。

さらには、宣誓を拒否した上でなされた証言であっても証言内容に十分な合理性が認められる場合があり、また、参考人の意見陳述であっても、証人の証言よりも具体的かつ詳細で、十分に信用できる場合があることは上記のとおりなので、いずれにしても、事実の認定に資する場合があることは否定されるものではない。

カ したがって、実際の検証の場面においては、宣誓したか否か、あるいは、証人か参考人かといった形式的な面のみに拘泥するのではなく、証言や意見陳述の内容自体に不自然ないし不合理な点はないか、また、当該証言等以外の客観的証拠、ないし他の証言等との整合などを総合的に考慮して、個別に精査の上判断することとなる。

キ 以上のとおりであるから、本委員会の検証においては、ある特定の証人の証言や参考人の意見陳述について、その全てが完全に正しいことを前提として、他の証言や意見陳述の信用性及び正確性を端から疑ってかかるべきではなく、最大限の慎重さをもって、個別具体的にこれを判断することが求められている。

(3) 具体的な検証

本委員会に顕出された全ての証拠資料及び職務上顕著な事実、並びに、各委員から提出された検証内容に基づき、本調査事件につき大きく年度単位に分けた上で、それぞれ検証を行うこととする。

検証の順序については、各委員から提出された検証内容が平成24年度実施のアンケートについて集中していること、平成24年度と平成25年度におけるアンケートの実施方法等の類似性が高いと考えられること等に照らし（平成27年10月9日実施の証人尋問に係る会議録）、まずは平成24年度実施のアンケート（4件）について、その後、平成25年度（3件）、平

成23年度（1件）の順で、検証を行うこととする（合計8件）。

また、前記のとおり、鈴木氏は証人喚問に応じることができなかつたため（ただし、不出頭については正当理由ありと認定されている）、鈴木氏の証言は得られなかつたものの、鈴木氏と小泉氏は同じ会派に所属していた点も踏まえ、小泉氏の証言（以下「小泉証言」という。）の内容を軸として、検証を行うこととする。

なお、前記2(2)のとおり、①アンケートの企画及び立案、②（アンケート）回答用はがきの発注及び印刷、③切手の購入及び回答用はがきへの貼付、④（未記入の）回答用はがきの配布のプロセスの順序で検証していくが、いずれかの部分で確定的かつ終局的に当該事実が否定された場合においては、以後の検証を待つまでもなく、アンケートの不実施そのものが認定されることとなる。ただし、印刷自体は行われたものの、購入された切手の貼付及び回答用はがきの配布は行われなかつたという状況は考えられるので、この点については留意する必要がある。

ア 平成24年度実施のアンケートについて

(i) 平成24年5月アンケート

(a) アンケートの企画及び立案（前記2(2)①）

平成24年5月アンケートを実施したとされる当時の会派「ボランティア・新生会・市民の風」の所属議員は、鈴木氏と小泉氏の2名のみである。

そこで、まず、本件アンケートの企画及び立案をした者について考察するに、小泉証言その他証拠資料からは、この点は必ずしも明らかとなっていない。

しかるに、本件アンケートの実施に係る切手代の支出伝票（同年4月24日起票）に添付されているアンケート回答用はがきの印刷物の返信先住所が、鈴木氏及び小泉氏の両名の住所とされていること、また、アンケート結果について両名は話し合いをしているとする小泉証言（15頁4行目～8行目）、さらには、鈴木氏と小泉氏はいず

れも会派代表者ないし経理責任者という立場にあったこと等に照らすと、この兩名において企画及び立案をしたものと考えられる。なお、アンケート項目の詳細な設定等については、アンケート調査報告書の報告者が小泉氏と記載されていること、また、アンケートの集計は小泉氏が行ったとする小泉証言等からすると（12頁）、鈴木氏から明示又は黙示の承諾を得て、小泉氏のみで行ったものと考えられる。

次に、本件アンケートの目的は、小泉証言からは必ずしも明らかとはなっていないものの、支出伝票に添付された調査報告書の記載に照らすと、（議会に関する）市民意識の調査にあるものと推認される。

次に、企画立案の時期については、小泉証言からは必ずしも明らかとはなっていないものの、平成24年度上半期分の政務調査費の交付を受けるために提出された「市川市議会政務調査費事業計画書（様式第3号）」の提出期限である平成24年4月3日の前後、あるいは、本件アンケートに係る支出伝票及び印刷代金領収書の記載年月日が同月24日であることに照らし、遅くとも同日前には、具体的な企画及び立案は終了していたものと推認される。

以上のことから、企画及び立案の点については、具体的な態様についてまでは必ずしも明らかとはならなかった一方で、上記判断（推認）を覆すに足る主張及び証拠も顕出されていないため、この時点においては、上記判断は積極的に否定されるものではない。

そこで、最終的な判断は一旦保留しつつ、次の検証事項に移ることとする。

(b) アンケート回答用はがきの発注及び印刷（前記2(2)②）

まず、回答用はがきの発注及び印刷については、小泉証言その他証拠資料から、次のことが判明している。

すなわち、本件アンケートの実施に係る印刷代の支出伝票に添付

されている領収書には、宛名が「ボランティア・新生会・市民の風」と、品名が「アンケート用紙6000部 印刷一式」と、代金が「100,000円」と、発行者が「有限会社クアン」と、それぞれ記載されている。

よって、一見すると、クアン自身が受注及び印刷を行ったかのような体裁となっていたことは明らかである。また、小泉氏自身においても、同氏に対する証人尋問の時まで、このことを否定ないし訂正するようなことは全くなかったのであり、むしろ、証人尋問以前に行われた新聞の取材等に対しこのことを補強するかのような主張をしていたことは、委員からも指摘されているところである。

しかるに、小泉証言により、①実際に受注及び印刷を行ったのはクアンではなく、クアンとは別会社である三立工芸であったこと、②三立工芸に発注を行ったのは小泉氏であること、③クアンは、本件アンケートの実施当時においていわゆる休眠状態にあったものの、単に政務活動費等の残額等を調整するために領収書を発行する（三立工芸が小泉氏から受注を受けた金額よりも低い金額が記載された領収書を、クアンから当該会派に対して発行する）目的のみをもって、小泉氏自身がクアンの役員であったことを奇貨として利用したこと等が判明した（20頁～22頁、54頁～57頁、65頁～67頁等）。さらに、①については、三立工芸が提出した記録からも明らかである。

このうち、クアン発行の領収書については、小泉氏自身も認めているように、経済行為ないし取引行為の実態（以下単に「経済実態」という。）を伴わないものと評価できる（なお、この点についての小泉氏の責任等については、後記4において触れる）。

しかしながら、三立工芸発行の領収書については、クアン発行の領収書と同様に経済実態を伴わないものとして小泉氏が認めていた訳ではなく、また、三立工芸自身が認めていたという事実もない。

むしろ、前記第5のとおり、三立工芸からは、回答用はがきの受

注及び印刷の事実を積極的に裏付ける資料として、当該受注に係る領収書の控え及び納品書の控えの写しが本委員会に提出されている（第5の1(4)㊦）。なお、領収書の原本については、小泉氏に対し記録の提出を求めたところ、同氏から、廃棄済みのため現存していない旨の回答がなされている（平成28年3月15日付け回答書）。

そこで、回答用はがきの発注及び印刷が実際に行われていたのか否かについての判断は、三立工芸が本委員会に提出した写しの元（当該領収書の控え及び納品書の控え）が、経済実態を伴うものといえるか否かが最も重要なポイントとなる。

この点に関連して、そもそも三立工芸が受注及び印刷を行っていたということが事実であるのならば、小泉氏は、証人尋問において、各委員による厳しい質問が繰り返された結果としてこのことを説明するに至ったというのではなく、尋問当初から自発的かつ明確に説明すべきであった。

しかるに、あたかもクアン自身が受注及び印刷をしていたかのような印象あるいは誤解を各委員に与えた小泉氏の証言内容や態度は、不自然であるといわざるを得ないとする本委員会の評価がなされている（実際に、小泉氏に対する証人尋問が相当程度進むまで、委員長をはじめほぼ全ての委員が印刷をしていたのはクアンであるとの錯誤に陥っていた点については、多くの委員からも指摘があるとおりである）。

また、上記の点以外にも、小泉氏らの証言内容や態度等に関しては、各委員から様々な指摘や評価がなされている。以下、主なものを摘示する。

- ・ 平成24年3月アンケートに関しては、「見積書」、「請求書」、「納品書」及び「領収書」の写しの「4点セット」が提出されている一方で、本件アンケートを含めて、より新しい年度に実施された平成24年度及び平成25年度のアンケート7件に関しては、「4点

セット」が提出されておらず（「緑風会第1」が実施したとされる平成24年4月アンケートについても同じ）、不自然である（なお、小泉氏はこれら7件については廃棄済みであるとしている）。

- 三立工芸から提出された「領収書」及び「納品書」の控えの写しに関しても、不自然ないし不合理な点が見受けられる。つまり、「領収書」については、平成24年3月アンケートと異なり、手書きである上に、発行管理番号の記載がなく、連番管理を行っている形跡すら見られない。「納品書」についても、平成24年3月アンケートと異なり、発行管理番号の記載が見られない。
- 本委員会が（議長経由で）三立工芸に対し、事実解明に資する書類のさらなる提出を求めた際、営業上の秘密や機密情報の保持のための黒塗り等様々な配慮に係る提案を併せて行ったにもかかわらず、なお同社が本委員会に書類を提出しなかったのは、全く理解しがたく不自然である。
- クアンの実態に係る小泉氏の証言内容が二転三転しており、全体として変遷しているとの印象を受け、むしろ偽証の可能性すら疑われるところである。

以上のとおり、クアンと三立工芸との関係、回答用はがきの発注及び印刷等に関する小泉氏の証言内容や態度、三立工芸の本委員会に対する対応、提出された書類における記載の態様等に関し、ほぼ全員の委員が強烈な違和感を覚えており、本委員会としても、小泉氏の証言態度には不自然さを感じずにはいられなかったといわざるを得ない。

しかしながら、回答用はがきの発注及び印刷の有無については、結局のところ、上記でも述べたとおり、三立工芸が保有する（本委員会に提出した書類の元となる）書類自体が経済実態を伴わないものであることを証明するしかない。

したがって、上記のとおり疑義があるとはいえ、仮にも本件アン

ケートに関する発注及び印刷したことを一応示し得る書類が三立工芸から提出されている上、領収書の手書きに関する指摘についても、比較されている書類の対応関係（平成24年3月アンケートにおける領収書の「本体」と平成24年度及び25年度アンケートにおける領収書の「控え」）が厳密には異なっている状況等が認められることも考慮すれば、この時点において直ちに、発注及び印刷の事実はなかったものと断言することは困難である。

そこで、最終的な判断は一旦保留しつつ、次の検証事項に移ることとする。

(c) 切手の購入及び回答用はがきへの貼付（前記2(2)③）

まず、切手の購入については、本件アンケートの切手代に係る支出伝票には、平成24年4月24日に、市川郵便局及び行徳郵便局のそれぞれにおいて、「ボランティア・新生会・市民の風」を名宛人として、80円の普通切手を3,000枚、金額にして24万円分を購入したとする旨の、郵便事業株式会社が発行した領収証書が添付されている。また、当該領収証書の記載内容は、同会派の現金出納帳の記載内容とも合致している。この点については、委員からも特に異論はなく、合計48万円分の80円切手を購入したという事実が認められる。

そこで、購入した切手のはがきへの貼付について、次に検討する。

この点について、小泉証言によれば、小泉氏とその妻が中心となり、知人や後援会のメンバー等にも協力してもらいながら、100枚が1シートになっている切手を、はさみ等で切り離し、濡れた雑巾やタオル等を使用して、1枚1枚をはがきに貼付したとのことである。

この証言に関連し、委員から、はがきを郵送する手段として、切手の貼付以外の方法は検討しなかったのかという趣旨の質問がなされたところ、小泉氏は、①当時の議会事務局の庶務課長と郵送方法について相談していたこと、②はがきは、往信用ではなく返信用

のものとして使用していたこと、③料金後納の方法にすると、割高である上に受け取りの手間の問題がある旨の回答をしている。

この回答内容のうち、①の部分について複数の委員から疑義が呈されていたため、当時の庶務課長に聞き取り調査を実施したが、「相談を受けたことについて記憶にない。」とする旨の回答がなされた（第7の2(7)）。

この点に関して、委員から、庶務課長が議員によるアンケートの実施方法にまで踏み込んで相談に乗ったという小泉証言はにわかには信じがたい上、庶務課長においても、そのような重要な相談事であるならば、当然何かしら記憶に残っているはずなのに、全く記憶にない旨回答していることは、結局のところ、小泉氏が庶務課長に相談した事実など端からなかったからに他ならないという趣旨の指摘があったことをはじめ、多くの委員から疑義が呈されたところではある。とはいうものの、①については他に証拠もなく、果たして小泉氏が相談していたという事実があったのか否か、本委員会としてはどちらとも判断するには至らなかった。

しかしながら、そもそも小泉証言自体が信用できないため、①についても信用できない、つまり、前記(b)でも述べたとおり、小泉証言の信用性については、重要な点において委員会から疑義を抱かれていることも踏まえ、おおよそ小泉証言全体においても信用性に欠けると主張する委員が少なからずいたことについては、敢えて指摘しておく。

一方で、②及び③の部分については、委員から特に疑義が呈されていない。

ちなみに、直接的には後記する平成25年2月アンケートに係る尋問内容に関してのものであるが、切手の貼付時間について委員から質問が及んだ際、小泉氏は、1時間で200枚程度は貼付できる旨回答している。切手の貼付方法については、どのアンケートのときで

も、小泉氏とその妻が中心となりつつ知人や後援会のメンバー等にも協力してもらい、1枚1枚はがきに貼り付けるというスタイルで基本的には変わりはないという小泉証言に照らせば、貼付時間に関する上記回答内容は、本件アンケートにも妥当するものと思われる。そうすると、切手1枚をはがきに貼付するのに要する時間は18秒程度ということになるので、日常的な経験則に照らすと、貼付の枚数が少ないというのならば、貼付の作業はあながち不可能であるとまでは思われない。しかるに、本件アンケートでは、(小泉氏の担当分として) 実に3,000枚ものはがきに貼付する必要があったこと、また、(貼付の) 協力者は必ずしも手馴れているとは限らないことに鑑みると、貼付時間等に係る小泉氏の主張については、やはり疑問が残る。

また、委員から、はがきを郵送する手段として切手を貼付する方法は、公職選挙法にも抵触するおそれがあり、一般的な議員だと採用しないような特殊な方法である旨の指摘がされているが、確かに一般的な方法ではないと思われる。

いずれにしても、以上の点からすると、小泉氏による切手の貼付に係る上記証言内容(①から③)は、①については複数の委員から「そもそも論」として小泉証言の信用性に係る指摘があったものの、①から③までの証言内容そのものの合理性については、特段強く否定されるべきとまではいえないものと考えられる。

しかしながら、別の観点から考察すると、現在に至るまで、切手が貼付されたアンケート回答用はがきが本委員会に1枚も提出されていない上、切手の貼付作業等を目撃したと証言する者が1人も名乗り出てこないことは、極めて不自然であると評価せざるを得ない。また、多くの委員からも、小泉氏が繰り返し証言してきたとおりアンケートが本当に実施されたというのならば、アンケートの規模の大きさ、アンケート配布における後援会メンバー等との協力関

係等にも鑑みると、貼付作業の協力者リストの提出等は容易にできるものであるにもかかわらず、何一つ提出されていないという現状を踏まえれば、切手の貼付について疑惑が深まることも無理からぬことであるという旨の指摘がなされている。

また、鈴木氏が担当したとされる分（鈴木氏の住所が返信先となっている3,000枚分）の切手の貼付に関しては、鈴木氏本人から証言を得ることができなかったという事情がある一方、小泉氏が鈴木氏の分まで代わりに貼付したという事実までは認められない（12頁参照）。よって、事実関係は小泉氏以上に明らかではないものの、両氏の密接な関係性に鑑みれば、基本的には、鈴木氏に関しても、小泉氏とほぼ同様のことがいえるのではないかと考えられる。

以上、いずれにしてもこの時点では、切手を貼付したという事実を完全に否定する要素は見当たらないものの、小泉証言以外にこれを積極的に肯定する他の証拠もないので、最終的な判断は一旦保留しつつ、次の検証事項に移ることとする。

なお、後記の(d)等でも触れるが、次の点については本報告書全体を通じて妥当する重要な事項であるので、ここで述べておくこととする。

本調査は裁判手続そのものでないことはいうまでもないが、一方で、本委員会は、法100条1項ないし11項に基づく権限や責務が付与されていることに鑑みると、本調査における必要な事実の主張や証明責任（ここでは、事案の解明責任のことを意味する）は、一義的には、本委員会にある。

よって、基本的には、調査対象者において、積極的に事実を主張する、あるいは、証明するといった法的責務を負うものではないものと考え得るところである。

しかしながら、本件のような事案においては、次のように考えることが可能であり、また、妥当ともいえる。

すなわち、本調査事件では、①調査事項に係る証拠は調査対象者の側に偏在していることに加え、②「(アンケートを)実施していないこと」の証明(解明)責任が基本的には本委員会にあるといっても、委員からも「悪魔の証明」との指摘があったように、「(アンケートを)実施した本人」以外の他人(本件では、本委員会)が証明するのは、そもそも極めて困難である一方、「実施した」とする本人が主張及び立証することは、比較的容易である。

さらに、「実施した」と主張する本人(小泉氏及び鈴木氏)に関していえば、一般市民ではなく市議会議員という公人の立場にある(あった)上、小泉氏自身もかつてその旨を述べていたとおり、平成27年6月17日の本会議において全会一致で可決された発議第1号に関し説明する場にかわる場として、本委員会の調査は位置付けられていたともいえる。

とすれば、小泉氏及び鈴木氏は、本事案を解明するために、一般より強い程度の説明責任を負い、少なくとも事実上は、主張及び立証責任の一部を担うべき立場にあるものと考えることができるのである。

この点に関しては、多くの委員からも、小泉氏がアンケートを本当に実施したというのであれば、自らに降りかかっている疑惑を晴らし、また、議員として自らの潔白を証明すべく、アンケートを実施したことを示す資料等を提出すべきであり、仮に、自己の正当性を説明できないというのであれば、それはアンケートの不実施を意味することにもなり得るとする同旨の指摘があったところである。

以上のことに鑑みれば、仮に、小泉氏が正当な理由なくして十分な説明責任を果たさなければ、それは政治的な責任問題にも繋がり得ることであり、また、「実施した」ことを裏付けるための積極的な主張や証拠の提出を行わない場合には、本委員会の判断において、自己(小泉氏)にとり不利な心証を形成される(「小泉氏は不毛な

言い訳ばかりに終始しており、結局のところ小泉氏が主張する事実は初めから存在しないのではないか、ひいては、アンケートそのものもやっていないのではないか」という認識等を抱かれる) リスクを甘受せざるを得なくなることすらあり得るところである。

(d) (未記入の) 回答用はがきの配布 (前記 2 (2)④)

回答用はがきの配布については、小泉証言によれば、小泉氏の小学校の同級生、知人、後援会のメンバー、各種法人・団体等に協力してもらったとのことである (11頁)。なお、いわゆる街頭や駅頭での不特定多数の者への配布の形式をとったのか、あるいは、後援会メンバー等のリストを利用して、特定多数の者への配布の形式をとったのか、また、配布の期間や場所など、詳細については必ずしも明らかではない。

ただ、この点については、アンケートの回収率に関する証人尋問でのやり取りの中で、小泉氏が「(手伝ってくれた知人等に) ぶら下がって返信してほしい、もしくは持ってきてほしいということをお願いした」旨証言していること (44頁)、また、本件アンケートについて常識的には考えられないような回収率の高さが認められる一方、一部の委員の指摘として、自分たちが行った不特定多数の者への市政に関するアンケートについて引き合いに出された回収率 (約 1%であったという。) にも着目すると、少なくとも不特定多数の者のみを対象にしたアンケートではなかったものと推測できる。つまり、後援会リスト等を使用して特定多数の者のみを対象としたアンケートであったか、あるいは、街頭配布等の方法を併用しつつも、対象者の大部分が特定多数の者であるアンケートであったことが一応推測できる。

とはいうものの、小泉氏が担当したとされる分だけでも 3,000 枚という決して少ないとはいえない枚数のはがきを、比較的短期間の間に配布したというのであれば (この点については、切手の購入時

期が4月24日であり、配布の開始時期が5月1日であることから、容易に想定し得る)、非常に多くの者の協力を得た上で、手際良くかつスムーズに配布が行われなければならない。しかも、配布期間の一部は、ゴールデンウィークの時期に重なっているのである。

このように考えていくと、小泉氏の主張するように知人や後援会メンバー等の協力を得た上で、上記のとおり後援会メンバーのリスト等を使用し、特定多数の者へ配布する形式であるならば、あながち不可能とまではいえないものの、果たして本当に配布できるものなのかどうか、違和感を覚えざるを得ない。

加えて、現在に至るまで、実施済みのアンケート回答用はがきが1枚すら本委員会に提出されていない上、はがきの配布等を目撃したと証言する者が1人も名乗り出てこないことは、やはり、極めて不自然であると評価せざるを得ない。さらに、多くの委員からも、小泉氏が繰り返し証言してきたとおりアンケートが本当に実施されたというのであれば、アンケートの規模の大きさ、アンケート配布における後援会メンバー等との協力関係等にも鑑みると、目撃証言や伝聞証言の顕出、あるいは、配布先リストの提出等があっけしめるべきなのに、実際は全くなく、また、配布先リストの提出等は容易にできるものであるにもかかわらず何一つ提出されていないという現状を踏まえれば、はがきの配布について疑惑が深まるのも無理からぬことであるという旨の指摘がなされている。

なお、鈴木氏が担当とされる分(鈴木氏の住所が返信先となっている分)の配布に関しては、鈴木氏本人から証言を得ることができなかったという事情がある一方、小泉氏が鈴木氏の分まで代わりに配布したという事実までは認められない(12頁、57頁～58頁参照)。よって、事実関係は小泉氏以上に明らかではないものの、両氏の密接な関係性に鑑みれば、基本的には、鈴木氏も、小泉氏とほぼ同様の配布手法をとっていたのではないかと考えられる。

したがって、この時点では、アンケートの配布の事実について積極的に肯定できる程の心証は全く得られていないものの、逆に、完全に否定できる要素も見当たらないといわざるを得ないので、最終的な判断は一旦保留しつつ、次の検証事項に移ることとする。

(ii) 平成24年12月アンケート

小泉証言によれば、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（小泉氏に対する委員長の共通尋問でのやり取り）。

そこで、以下においては、最初に本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情について検証を行い、その後、この検証内容と前記(i)で述べた検証内容を総合的に斟酌した上で、判断を述べることとする。

(a) 特有の事情について

① まず、本件アンケートに特有の事情として挙げられるのは、一見すると、青山氏もアンケート調査に参加していたかのように書類（回答用はがき、支出伝票等）の体裁が整えられていたにもかかわらず、小泉氏及び青山氏の両氏も証人尋問で証言しており、実際には、青山氏は参加していなかったという点である。

なお、本件アンケートに関する青山氏の関与について、小泉氏によれば、企画立案時ないし政務調査費の請求時（平成24年12月5日）においては青山氏がアンケート調査に参加することが想定されていたものの、回答用はがきの印刷を依頼した後になって、結局のところ青山氏は参加しないと確定した。そこで、はがきや切手を無駄にしないためにも、当初青山氏の担当分として想定していた3,000枚について小泉氏が作業を引き受けることとし、返信先も自己の住所に変更した旨を述べている（74頁～75頁、小泉氏からの平成28年4月21日付けの回答書）。

一方、青山氏は、平成24年12月アンケートの件については、自分はそもそも一切関与しておらず、内容については全く分からな

い旨を証言している。

- ⑥ 次に特有の事情として挙げられるのは、アンケートに参加していない青山氏に対して、小泉氏が24万円という金員を渡したとされる点である。

この点について、小泉氏は、上記④でも述べたとおり、青山氏がアンケート調査に参加しないことになったものの、青山氏分のアンケートとして想定していた3,000枚に係る切手代を政務調査費として支出済みであることを考慮し、これに相当する額の24万円を青山氏に渡した旨を証言している（74頁～75頁）。

一方、青山氏は、小泉氏の主張する24万円については受け取った事実はないものの、（政務調査費の交付を受ける上での会派ではなく、通常の議会活動上の会派であるところの）会派「新生市川」から「自由クラブ」に青山氏が移籍した頃に（証言からは明らかでないが、おそらく、会派届出書の記載内容から平成25年2月頃と思われる）、小泉氏が自由クラブの控室に来て、「先輩の分です。」ということで15万円を手渡されたこと、また、これがどのような性質の金員なのかは聞かなかった旨を証言している（平成27年11月13日会議録34頁）。

(b) 判断について

まず、前記④及び⑥の事情に照らすと、いずれも、小泉氏と青山氏の証言内容が全く食い違っていることを読み取ることができる。

しかし、いずれの証言内容が正しいかについては、委員の判断も分かれており、青山氏の証言（以下「青山証言」という。）の方が小泉証言よりも信用できるとするもの、また、どちらが正しいのか判断を下すことはできないとするものが見受けられたところである。

前者の判断における主な理由としては、青山証人は小泉証人と異なり、証言を行うに先立ち宣誓をしていることに加え、本調査事項

の直接の行為者ではなく証言を行うに当たり直接的な利害関係を有していないこと、また、青山氏は、小泉氏が「24万円」という金額について証言していることを明確に認識した上で、敢えて、「15万円」という金額を述べていることが挙げられる。

一方、後者の判断における主な理由としては、確かに青山氏は真摯に質問に答えようとする姿勢はみられたものの、その証言内容につき客観的な裏付けがないこと、小泉証言の「24万円」については切手代相当額（24万円）云々と一応の説明がされているが青山証言の「15万円」については全く説明がなされていないこと、また、小泉氏に対する証人尋問は青山氏に対する証人尋問よりも前に行われている以上、小泉氏が自身に都合のよい金額に操作することは考えにくいことから、どちらの証言がより信用できるか、優位性を見出しがたいという趣旨のことが挙げられる。

いずれにしても、同じ会派に所属していた小泉氏と青山氏の証言内容がこれほどまでに異なっているとすると、そもそも本件アンケートの企画及び立案自体が本当に行われたのかという根本的な部分で、疑念が生じるころではある。しかしながら、少なくとも、（経理責任者である）小泉氏と会派代表者である鈴木氏との間では企画及び立案が行われていたことについては、前記(i)(a)のとおり否定し切れない面がある。また、青山氏が、（政務活動費の請求等に関して）「会派の代表、また、会計責任者である小泉議員に全て任せてありました」と証言していることに照らせば、当不当の問題はここではさておき、会派「ボランティア・新生会・市民の風」における政務活動費に関する一切のことについて、小泉氏と鈴木氏に委ねていたものとも考えることもできる。

とすれば、仮に青山氏が本件アンケートに参加していないとしても、（実質的には所属議員個人単位で使用されている実態も見られるであろうが）政務調査費は会派として使用されるものである以上、

当該会派として企画及び立案したことまで必ずしも否定できるものではない。

なお、前記(a)④のとおり、本件アンケートの切手代に係る支出伝票には、アンケートの返信先として青山氏の住所が記載された回答用はがきがそのまま添付されていたのであるが、青山氏が本件アンケートに参加しなかったことは、小泉氏に対する証人尋問によって初めて判明したといえる事実であり、この点についての小泉氏からの説明や釈明は、証人尋問のときまでに特段なされていなかったところである。このことについては、実際には青山氏が参加しなかったのであれば、(収支報告書等に)返信先を青山氏の住所から小泉氏の住所に変更して実施した旨の補記をする、あるいは、返信先を変更したはがきに差し替えるなど、何らかの対応がなされるべきであり、これをしなかったのは管理上ずさんであったといわざるを得ないことを指摘しておく。

また、前記(a)⑤において、青山氏が小泉氏から受領した金員が24万円なのか15万円なのかは断定できないものの、かかる金員がどのような性質のものであるかを理解しないままに、安易にこれを受け取ったことについては、青山氏の行動は不適切であったといわざるを得ないことも併せて指摘しておく。

なお、ここで指摘した小泉氏の証言内容と青山氏の証言内容との食い違いは、証言の信用性の強弱の問題とみることもできる。すなわち、仮に青山氏の証言内容が正しいとすれば、相対的に小泉氏の証言の信用性が下がるという関係にあるといえる。しかし、上記のとおり、青山氏の証言が正確であるという客観的な担保がどこにも見当たらない以上、この点については、軽々に断定することができない。

その余の部分の判断については、前記(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

(iii) 平成25年2月アンケート

小泉証言によれば、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（小泉氏に対する委員長の共通尋問でのやり取り）。

そこで、以下においては、最初に本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情について検証を行い、その後、この検証内容と前記(i)で述べた検証内容を総合的に斟酌した上で、判断を述べることとする。

(a) 特有の事情について

① まず、本件アンケートに特有の事情として挙げられるのは、本件アンケートが、会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年10月アンケートと合同で行われたのかどうかという点である。この検証は、前記2(2)のアンケートの実施プロセスにおける①（企画及び立案）に関係する。

② 次に特有の事情として挙げられるのは、本件アンケートは、平成24年5月アンケートと異なり、小泉氏の住所のみが回答用はがきの返信先とされており、実質的な担当者は小泉氏のみと思われる点である。

③ さらに特有の事情として挙げられるのは、本件アンケートに関しては、切手の購入代には政務調査費を充てておらず、印刷代のみが収支報告に計上されている点である。

(b) 判断について

④ まず、本件アンケートに関して合同実施の問題が出た経緯としては、委員からの指摘にもあるとおり、主に、小泉氏が個別外部監査における監査人から事情聴取を受けた際、緑風会第1と合同で実施した旨を回答したことに端を発している（なお、この個別外部監査は、政務活動費等の適正な使用について疑義が生じたことに関して、法252条の41第1項に基づく市長からの要求により、平成27年1月26日から同年3月24日までの間で実施されたもの

である)。

この合同実施の点について、小泉氏は、証人尋問において、「緑風会第1と合同で行った記憶はございません。ただし、緑風会第1と合同でというようなお話については、先般行われました個別外部監査において、合同で行いましたというふうにお答えをした記憶があります。しかしながら、それは数年前のことを、当時いらっしゃった議員の方々も思い返していただきたいと思いますが、当時、青山ひろかず議員が会派を移る等々の特別な問題があり、私たちのほうに、同じような項目でいいのでアンケートの項目等をお願いできないかというような依頼があったにすぎないと記憶をしています。そういった意味で、個別外部監査での合同でというふうに記載がされたのだと記憶をしています」(10頁8行目～16行目)と証言している。これをみると、合同で実施したというのは、監査人に対する当時の説明の仕方あるいは監査人の捉え方の問題であるかのような趣旨であるともとれる。

この点については、委員から、小泉氏が上記のように答えたのは、新聞社からの合同実施に関する指摘を覆そうとしたにすぎず、また、実際には小泉氏の説明のとおりであるというのであれば、監査人もそのように記載したはずである一方、小泉氏も監査人の報告書に対して異議を唱えたはずであるが、そのような事実は認められないとする旨の厳しい指摘も見受けられたところである。

しかしながら、当時、緑風会第1に所属する議員としての立場でアンケートを合同で実施したとされる当の青山氏においても、小泉氏と同様に、証人尋問の場で合同実施した事実を完全否定している(平成27年11月13日会議録23頁)。

したがって、合同実施に係る企画及び立案そのものが認められないので、合同実施の事実については否定せざるを得ない。

なお、この論点に関連して、後記エにおいて、本件アンケート

と平成24年10月アンケートの集計結果が完全一致している、また、誰も実施していないはずの平成24年10月アンケートの調査報告書が作成及び提出されているという別の観点からの検証を行うこととなるが、その点については後に譲る。

- ⑤ 平成25年2月アンケートの実質的な担当者が小泉氏のみであることは、回答用はがきの返信先や小泉証言からも明らかといえる。よって、鈴木氏の実質的な関与については、せいぜいアンケートの企画立案の部分のみと考えられる。

だとすれば、回答用はがきへの（政務調査費を充てていない）切手の貼付に関しては、前記(i)(c)でも述べた方法、態様等で、小泉氏が行徳エリア分の3,000枚を含む9,000枚全てについて行い、また、配布に関しても、（自己の支援者等の協力も得た上であろう）同様に小泉氏のみで行われた可能性が考えられる。

- ⑥ 切手代に政務調査費を充てなかった点について、小泉氏は証人尋問において、当該年度の政務調査費の残額との関係で、切手代の請求を見送った旨証言している（10頁）。

政務調査費の請求は、あくまでも「請求することができる」という「権利」であり、「請求しなければならない」という「義務」ではないことはいうまでもなく、政務調査費を充てることができる「調査研究」活動自体を私費で行うことは、そもそも何ら妨げられるものではない。

したがって、切手代の請求をしなかったこと自体には何ら問題はないものの、請求をしなかったとする当該理由に不自然さが認められるのではないか、つまり、小泉証言の信用性という点では問題となるとする指摘がある。

この点については、一定の額をもって交付される政務調査費は調査研究に関する様々な支出に充てられるものであること、また、本件アンケートの印刷代を支出した時点での政務調査費の残額

は24万3,587円であり、切手代72万円までは賄い切れないことに照らすと、小泉氏の述べた当該理由については、違和感はあるものの、理解できなくはないともいえる。

上記②③④以外の、その余の部分の判断については、前記(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

(iv) 平成25年3月アンケート

本件アンケートの実質的な担当者は、小泉証言その他証拠資料から鈴木氏であると思われるが、鈴木氏本人から証言を得ることができなかったという事情があるので、詳細については必ずしも明らかではない。しかし、小泉証言により、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが推認されるところである（小泉氏に対する委員長の共通尋問のやり取り）。

そこで、以下においては、最初に本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情について検証を行い、その後、この検証内容と前記(i)で述べた検証内容を総合的に斟酌した上で、判断を述べることとする。

(a) 特有の事情について

特有の事情として挙げられるのは、本件アンケートでは、政務調査費の使用分として切手代が請求されておらず、印刷代のみが計上されている点である。

(b) 判断について

この点については、小泉氏は、当該年度の政務調査費の残額との関係で、切手代の請求を見送った旨証言している（10頁）。

政務調査費の請求は、あくまでも「請求することができる」という「権利」であり、「請求しなければならない」という「義務」ではないことはいうまでもなく、政務調査費を充てることのできる「調査研究」活動自体を私費で行うことは、そもそも何ら妨げられるものではない。

したがって、切手代の請求をしなかったこと自体には何ら問題は

ないものの、請求をしなかったとする当該理由に不自然さが認められるのではないか、つまり、小泉証言の信用性という点では問題となるとする指摘がある。

この点については、一定の額をもって交付される政務調査費は調査研究に関する様々な支出に充てられていること、また、本件アンケートの印刷代を支出した時点での政務調査費の残額は8万2,461円であり、切手代32万円までは賄い切れないことに照らすと、小泉氏の述べた当該理由については、違和感はあるものの、理解できなくはないともいえる。

その余の部分の判断については、前記(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

イ 平成25年度実施のアンケートについて

(i) 平成25年5月アンケート

小泉証言によれば、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（小泉氏に対する委員長の共通尋問のやり取り）。

また、本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情は特段見当たらない。

したがって、本件アンケートについては、前記ア(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

(ii) 平成25年11月アンケート

小泉証言によれば、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（小泉氏に対する委員長の共通尋問のやり取り）。

また、本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情は特段見当たらない。

したがって、本件アンケートについては、前記ア(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

(iii) 平成26年2月アンケート

小泉証言によれば、本件アンケートの実施の方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（小泉氏に対する委員長の共通尋問のやり取り）。

そこで、以下においては、最初に本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情について検証を行い、その後、この検証内容と前記ア(i)で述べた検証内容を総合的に斟酌した上で、判断を述べることとする。

(a) 特有の事情について

特有の事情として挙げられるのは、本件アンケートに関しては、印刷代には政務活動費を充てておらず、切手の購入代のみが収支報告に計上されている点である。

(b) 判断について

この点については、小泉氏は証人尋問において、当該年度の政務活動費の残額との関係で、印刷代の請求を見送った旨証言している（17頁）。

政務活動費の請求は、あくまでも「請求することができる」という「権利」であり、「請求しなければならない」という「義務」ではないことはいうまでもなく、政務活動費を充てることのできる「調査研究」活動自体を私費で行うことは、そもそも何ら妨げられるものではない。

したがって、印刷代の請求をしなかったこと自体には何ら問題はないものの、請求をしなかったとする当該理由に不自然さが認められるのではないか、つまり、小泉証言の信用性という点では問題となるとする指摘がある。

この点については、一定の額をもって交付される政務調査費は調査研究に関する様々な支出に充てられていること、また、本件アンケートの切手代を支出した時点での政務調査費の残額は1万5,917

円であることに照らすと、小泉氏の述べた当該理由については、違和感はあるものの、理解できなくはないともいえる（なお、印刷に関しては、小泉氏は三立工芸に依頼した旨を証言しており（17頁）、その費用については明らかでないものの、小泉氏又は（及び）鈴木氏の私費にて賄われている可能性がある）。

その余の部分の判断については、前記ア(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

ウ 平成23年度実施のアンケートについて

小泉証言によれば、本件アンケートの基本的な実施方法、態様等については、平成24年5月アンケートとほぼ同様であることが認められる（11頁30行目～33行目）。

そこで、以下においては、最初に本件アンケートに特有ないし固有と思われる事情について検証を行い、その後、この検証内容と前記ア(1)で述べた検証内容を総合的に斟酌した上で、判断を述べることとする。

(a) 特有の事情について

④ まず、本件アンケートに特有の事情として挙げられるのは、前記2(2)のアンケートの実施プロセスにおける①（企画及び立案）に関連して、本件アンケートの実施主体とされる会派「社民・市民ネット」内における意思決定に係る当時の所属議員の主張が、真っ向から対立している点である。

⑤ 次に特有の事情として挙げられるのは、前記2(2)のアンケートの実施プロセスにおける②（回答用はがきの発注及び印刷）及び③（切手の購入及びはがきへの貼付）に関連して、印刷されたはがきの返信先が小泉氏の住所のみとなっている一方で、切手については、2箇所別々に購入されている点である。

⑥ さらに特有の事情として挙げられるのは、前記2(2)のアンケートの実施プロセスにおける②（回答用はがきの発注及び印刷）に関連して、平成24年度及び25年度における各アンケートと異なり、

いわゆる「4点セット」が、当該年度の収支報告として(領収書)、あるいは本委員会の記録として(見積書、請求書及び納品書)、提出されている点である。

(b) 判断について

- ④ 会派内の意思決定に係る主張の対立については、そもそも本件アンケートを行うことを会派として了承していたか否かというレベルと、アンケートを実施する際に、他の所属議員の氏名を無断で使用(記載)したのか否かというレベルにおいて問題になり得るものと整理できる。

この点、本件アンケート当時の制度設計としては、政務調査費を充てて実施するアンケートはあくまでも会派という単位で行われるべきものである以上(もつとも、実態としては、会派から委託を受けた特定の所属議員が行う場合も少なくないものと考えられる)、会派として当該アンケートの実施を了承していたという事実が認められれば、回答用はがき等に氏名を記載する際には、自ずと所属会派の議員全員の氏名が記載されることとなる。

したがって、この問題の本質は、そもそも会派として本件アンケートの実施を了承していたか否かの事実を認定できるかどうかにある。

では、どのような意思決定の手続をもって、会派として了承していたといえるのであろうか。

この点、まず、当時の運用手引きにおいては、各会派の内部規律あるいは自立性を尊重するべく、特に明確なルールは定められていなかったところである。

そこで、各会派が意思決定の手続に係るルールを具体的に定めることになるとともに、それに拠ることとなる(平成27年11月12日会議録13頁21行目～24行目参照)。

したがって、当該年度の政務活動費等を一切使用しないという

のならいざ知らず、会派内でのルールが全く定められていないということは、基本的には想定されていない。

ただ、仮に、特段の事情があって、ルールが定められていないという場合には、一つの考え方として、会派代表者及び経理責任者が、会派としての意思決定について、事前に所属議員から包括的に授権されているものとして、少なくとも当該2者の了承があれば、これをもって会派の了承とみなす場合もあろう。

本件についてみると、かつまた氏及び湯浅氏によれば、会派「社民・市民ネット」においては、会派としての明確なルールについての取り決めはなされていなかった旨陳述しており（平成27年11月12日会議録13頁～14頁、平成27年11月13日会議録13頁）、これに反する証言、証拠等は特には顕出されていない。

よって、当該会派においては、上記の考え方に則って判断することとする。

小泉氏は証人尋問において、当時の庶務課長にも相談した上で、庶務課長の同席の下、（代表者の）かつまた氏及び（経理責任者の）湯浅氏から了承を得た旨証言している（25頁、42頁）。

一方、かつまた氏及び湯浅氏は、各々の参考人の意見聴取において、庶務課長が同席したことも、両氏が了承したことも、いずれも完全に否定している（平成27年11月12日会議録4頁等随所）。

この点、小泉氏は証人であり、一方、かつまた氏及び湯浅氏は参考人であることに鑑みると、形式的には小泉氏の証言のほうが信用できるとも思われそうである。

しかしながら、前記3(2)のとおり、証言あるいは陳述の信用性については、あくまでもそれぞれの内容に重きをおいて、個別具体的に判断すべきである。

具体的に考察すると、かつまた氏は、当該会派に小泉氏と鈴木氏が加わった経緯に始まり、本件アンケートの実施に関しては、

最初は鈴木氏から打診を受けたものの断った旨、その後、小泉氏、鈴木氏及び湯浅氏と共に話し合いをしたものの、湯浅氏同様、アンケート実施の了承はしなかった旨を相当程度具体的に陳述している。加えて、当該陳述内容は、当時経理責任者である湯浅氏の陳述内容ともほぼ一致していること、かつまた氏は当時会派代表者という立場にあった者として陳述していること、さらには、当該会派は、平成23年度中において、本件アンケート以前に一度もアンケートを実施したことがなく、そもそもアンケートの実施自体に慎重な態度であったと推測することもできるものと考えられ、これはかつまた氏の陳述内容と軌を一にすることが認められる。

また、前記ア|i|(c)でも述べたとおり、委員からは、(当時の)庶務課長が議員によるアンケートの実施方法にまで踏み込んで相談に乗ったという小泉証言はにわかには信じがたい上、庶務課長においても、そのような重要な相談事であるならば、当然何かしら記憶に残っているはずなのに、全く記憶にない旨回答していることは、結局のところ、小泉氏が庶務課長に相談した事実など端からなかったからに他ならないという趣旨の指摘が見受けられた。

以上の点を総合的に斟酌すると、かつまた氏及び湯浅氏の陳述内容の方が信用できるともいえそうである。

しかしながら、小泉氏の当該証言内容にも一応の合理性が認められないわけではない一方、信用性を完全に否定するまでの決め手がないことに加え、庶務課長においても記憶にない旨の回答をしている以上は、結局のところ、いずれが真実なのかについて断言することは、非常に困難である。

とすれば、少なくとも小泉氏の認識としては、かつまた氏と湯浅氏の了承を得た、つまり会派の了承を得たと認識していること

までは認められる以上、小泉氏らが本件アンケートを実施した際には、(ある意味自動的に) 会派所属議員の全員の氏名をはがき等に掲載することとなり、このこと自体は不自然とまではいえない。

なお、本件においては、意思決定のプロセスに係る道義的な責任論はあり得るものの、それは、当該会派内部の問題にとどまるものとする。

- ⑤ 切手が2箇所で購入されているという点についてまず着目すべきは、支出伝票に添付された切手代の領収証書の記載内容である。

すなわち、本件アンケートは6,000枚の回答用はがきを配布することを予定して切手の購入がなされているが、3,000枚ずつが別々の郵便局(市川郵便局及び行徳郵便局)で購入されている。

そして、切手の購入日時については、当該切手代に係る収支報告書に添付されているそれぞれの領収証書によれば、市川郵便局では平成24年2月23日17時46分、行徳郵便局では同日17時23分となっている。

とすれば、同じ人物が同時に両局で切手を購入することは事実上困難であると思われるが、この点については判然としないところでもある。

上記のことも踏まえると、回答用はがきの返信先が小泉氏の住所1箇所となっているのは、おそらく回答用はがきに基づくアンケートの集計作業は小泉氏のみが行うという計画の下に、切手の貼付及び配布については、平成24年5月アンケートと同様に、小泉氏及び鈴木氏の両人がそれぞれ行った可能性が考えられるところである。

この点、本件アンケートの直近の平成24年5月アンケートでは、本件アンケートと同様の実施態様であるにもかかわらず、そこで

は返信先が2箇所(小泉氏及び鈴木氏の住所)となっているため、両アンケート間で、一見バランスを欠いているようにも思われるものの、上記した本件アンケートの実施態様自体に、不自然ないし不合理な点は特段見受けられない。

- ◎ 証憑書類に関する点については、複数の委員から、本件アンケートに係る証拠書類は、「4点セット」(前記ア(i)(b))が本委員会に提出されている上に、記載内容の体裁にも特段不自然な点は見受けられない旨の意見が述べられている。

また、他の委員においても、本件以外のアンケートについてさらなる記録の提出が期待できないと考えているだけであって、本件アンケートに係る証憑書類(上記「4点セット」)の真正について積極的に疑義を抱いているというものでもない。

したがって、本件アンケートに係る印刷については、実際に行われたものと認定してよい。

上記㉔㉕㉖以外、その余の部分の判断については、前記ア(i)の各検証内容と特に異なる点はない。

エ 全てのアンケートに係る前記2(2)⑤～⑦の部分等について

前記のとおり、各年度のアンケートごとに、アンケートの実施の有無に直接関連すると同時に、実施を直接立証することに寄与する部分の検証を逐一行ってきたところである。

しかるに、本委員会に付与された調査権限の限界ともいえるところではあるが、結局のところ、切手の購入、合同実施、及び平成23年度に実施されたとするアンケートの印刷の部分を除いては、どの部分の事実認定においても、確定的かつ終局的な判断を下すに足りる決定的な要素が見当たらず、決め手を欠く状況となっている。

そこで、次の方策として、⑤から⑦までの部分についても、その検証結果次第では、アンケートの実施の有無の判断に少なからず影響を与え

る可能性のある重要なポイントが各委員から指摘されているので、以下、できる限りの検証を試みることにする。

(i) アンケートの回収率について

調査事項に係る 8 件のアンケートのうち、各アンケートの調査報告書に照らすと、平成24年度中に実施されたとする 4 件及び平成26年 2 月アンケートの回収率は、いずれも 9 割台となっているが、一方で、常識的には考えられないような高さであるといえる（平成24年 5 月アンケートは約98%、平成24年12月アンケートは約91%、平成25年 2 月アンケートは約96%、平成25年 3 月アンケートは約94%、平成26年 2 月アンケートは約93%となっている）。

この点に関して、委員からも次のような指摘があったところである。

- ・ アンケートによって特に回収方法等を変えた旨の小泉証言は見当たらなかったにもかかわらず、9 割以上の回収率が 5 件あったのと同様に、5 割台の回収率が 2 件あったことは（平成25年 5 月アンケートは約52%、平成25年11月アンケートは約59%）、非常に不自然かつ不合理である。それにもかかわらず、小泉氏から、この点についての説得的な説明はなされていない。
- ・ 自分たちが行った市政に関するアンケートの中には、約 9 万人に対して実施したものがあつたが、そこでは回収率が約 1 %にすぎなかった。

上記の点も併せて考察するに、委員も指摘するとおり、そもそもアンケートが実施されていないことの結果として、いわば「でたらめな」回収率が記載されたにすぎないものとする推論もあり得るところではある。

しかしながら、当不当の問題はここではさておき、単にアンケートの集計や回収率の記載等が適正かつ正確になされなかった可能性が考えられる上、小泉氏の後援会メンバー等の協力による結果であるとも考えられる。

したがって、回収率の高さそのものに対しては強い違和感を覚えざるを得ないが、このことをもって直ちにアンケートの不実施を結論づけるには、いささか困難であるといえる。

- (ii) 集計結果の一致について（平成24年10月アンケートの調査報告書の提出の件を含む）

支出伝票に添付された各アンケートの調査報告書からは、集計結果（数値の部分）に関して、平成24年10月アンケートと平成25年2月アンケートの集計結果では、8問の設問中全てが完全一致していることをはじめ、平成24年5月アンケートと平成24年12月アンケートでは8つの設問中4つが、また、平成25年2月アンケートと平成25年3月アンケートでは8つの設問中5つが一致していることが判明している。さらには、平成24年度中の4件のアンケートに関しては、「意見」と題する文章の内容についても、誤字を含めて、一言一句同じものとなっている。

このことは、統計論的な話を持ち出すまでもなく、日常的な経験則に照らしても全く信じがたいことであるといえる。

したがって、仮に、上記集計結果が全て適正かつ正確なものであるとする前提に一切誤りがないとするならば、それはとりもなおさず、アンケートの不実施を意味することに繋がり得ることとなる。

もっとも、この点については、小泉氏自身も集計の適正さを欠いた旨証言していることを考慮すると（13頁参照）、前記(i)の回収率に係る検証と同様に、当不当の問題はここではさておき、単にアンケートの集計の記載等が適正かつ正確になされなかった可能性が考えられるところではある。

しかし、多くの委員から、（ある意味もっともな指摘として、）結局のところ、アンケートなど実施されていないことの結果として、「でたらめな」集計結果が記載されたにすぎないのではないかとする旨の厳しい意見が出されたところである。

さらには、平成24年10月アンケートについていうと、小泉氏と青山氏のいずれもが一切関与していない旨の証言をしていることは前記したとおりであるが、その一方で、誰も実施していないはずの調査報告書が議会事務局に現に提出されているという事実がある。なお、青山氏によれば、自身はパソコン等の操作ができないため、調査報告書の作成には一切関知していない、また、小泉氏が議会事務局に提出したのではないかとする旨の証言をしている（平成27年11月13日会議録25頁）。

この点について（当時の）議会事務局職員から事情聴取した内容によれば、おそらく小泉氏が当該アンケートの調査報告書を職員に手渡したであろうということが判明した。当該職員は、中立かつ公正な立場にあることを重視すると、当該事情聴取の内容は、相当程度信用できるものと評価できる。

したがって、当該アンケートに関して小泉氏による何らかの関与があったことは強く推認されるものの、このことについて、小泉氏は何ら説得的な説明をしておらず、それどころか、あたかも関与を否定するかのような発言すらしている（10頁）。

このように考察していくと、本論点は、本調査事件の核心に迫るともいうべき、極めて重要なポイントを含んでいるものと思われる。

しかしながら、これ以上の詳細な事実関係や資料が、小泉氏や青山氏から提出されることはもはや期待できず、また、実際に提出されていない現状があり、その一方で、本委員会の調査権に限界があることにも照らすと、さらなる事実解明を進めることは困難である。

したがって、本論点についてこれ以上の具体的な判断を行うことは、非常に厳しいといわざるを得ない。

(iii) 回収したアンケートの集計結果の不整合について

回収したアンケートの集計結果に関しては、委員から、設問ごとの集計結果の間に、不整合ないし矛盾が認められる部分があると考えら

れる旨の指摘がなされているが、この指摘には相当程度の合理性が認められるものといえる。そして、指摘されるようなレベルの不整合が認められるとなると、もはや、アンケートなど実施されておらず、いわば「でたらめに」集計した結果の帰結であるとも考え得るところではある（例えば、平成25年5月アンケートにおいては実に3,092人の回答者のうち約803人が、平成25年11月アンケートにおいては実に4,102人の回答者のうち約1,107人が、それぞれ矛盾した回答をしたこととなる集計結果が調査報告書において認められるが、このような集計結果はにわかには信じがたいものであるといえる）。

しかし、前記(i)及び(ii)と同様、当不当の問題はここではさておき、単にアンケートの集計の記載等が適正かつ正確になされなかった可能性が考えられる。

したがって、この指摘をもって、アンケートの不実施を直ちに結論づけることは、いささか困難である。

(iv) 会派「緑風会第1」が実施したとされる平成24年4月アンケートについて

本件アンケートは、実質的には松永鉄兵氏が担当したこととなっているが、その実施時期、実施方法等に関して、小泉氏らによるアンケート調査と非常に類似している点が認められたところである（例えば、松永鉄兵氏からの印刷委託について、小泉氏が間を取り持つ形でクアンを経由（利用）し、最終的には三立工芸が受注している点など）。

このため、小泉氏らによるアンケート実施の有無の判断に資する、別の角度ないし観点からの証拠調べとして、松永鉄兵氏に対する証人尋問が本委員会において行われたものである。

そして、尋問に際して、松永鉄兵氏は宣誓をしており、かつ、尋問中においても証言拒絶をしていないことは、本委員会においても認められている。この点については、青山氏と同様である。とすれば、基本的には、松永鉄兵氏の証言内容は信用できるものといえそうだが、

前記3(2)のとおり、実際の検証に当たっては具体的に考察ないし判断する必要がある。

そこで、本件についてみると、証人尋問においては「記憶が定かでない」とする旨の回答が多く見受けられたところである（平成27年11月12日会議録）。

この点につき、多くの委員から、実施内容等の細部にとどまらず、全体にわたってかくも記憶にないとなると、松永鉄兵氏が（当時の）経理責任者であった点にも鑑みて、アンケートを本当に実施したのかについてすら疑念を生ずるとする旨の指摘がなされた。

しかしながら、本人が「記憶がない」としている一方、松永鉄兵氏の証言が偽証であるということを本委員会が明確に認めた事実はない（後記第9の3）。また、小泉氏と同様、仮にもアンケート回答用はがきを印刷したことを一応示し得る書類（領収書と納品書の控えの写し）が本委員会に提出されていることに加え、松永鉄兵氏は、小泉氏と異なり、本調査事件の対象者そのものでないため、小泉氏以上に慎重な判断を行う必要があるともいえる。

以上のことから、松永鉄兵氏の証言内容や態度をもって、本件アンケートに係る取引がなされた事実そのものまで否定することは、非常に困難である。

(v) 切手の換金に係る発言について

多くの委員より、小泉氏にしても青山氏にしても、当初より換金目的を有して政務活動費等で切手を購入し、実際に換金したことが事実であるならば、民事上の不法行為責任が発生するのみならず、刑法犯の成立可能性すらある、極めて悪質な行為であるといえる旨の指摘が見受けられたところである。

この指摘は、「（青山氏が政務調査費の精算をしていた際に）小泉議員から、そんな面倒くさいことをすることないですよ、切手を買って換金すれば済んじゃいますし、まあ、松永（鉄兵）議員も、みんなや

ってますよというふうに言われたものですから」という青山証言を受けてのものである。

確かに、当該発言がなされたことが間違いのないとなれば、小泉氏らによるアンケートの企画、立案等自体が行われるはずもなく、アンケートの不実施を結論づけることが可能であるともいえそうである。

しかし、別の委員からも指摘されているとおり、当該発言に係る青山証言の信憑性自体について疑いがあるところであり、また、当該発言をした小泉氏の真意（単なる冗談なのか否かなど）についても、明らかになっていないとはいえない。

したがって、切手換金発言に係る指摘について、本委員会として合理的な判断を下すことは困難である。

(vi) 印刷の単価について

委員から、小泉氏が三立工芸に依頼した印刷の単価に高低がみられる（ばらついている）とする旨の指摘がなされている。

すなわち、通常は、同じ内容の印刷物を同一の会社に依頼した場合は、印刷部数が多くなるほど印刷単価は低くなる傾向にあるといえ、この傾向は、（スケールメリットという点からも）経済的合理性に合うものといえる。しかも、短期間における同じ内容の取引であれば、一般的には、（同程度の部数であれば）印刷単価はほぼ同じ水準となるものと考えられる。また、小泉氏は、印刷業務の「プロ」ともいえることからすると、大変不自然であるともいえる。

これらの点に照らすと、確かに、上記の指摘内容には一定の合理的な側面があることは否定しない。

しかし、印刷単価の設定は、そもそも当事者の自由意思に委ねられている上（契約自由の原則）、例えば、暴利とも評価し得るほどの健全な取引通念に反したような単価設定であればともかく、そもそもこのこと自体の的確な論証を行うことすら本委員会においてはいささか困難であるともいえ、仮にこれを検証したとしても、アンケートの

実施の有無を立証することまでには、直ちに繋がるものではない。

したがって、本件指摘についてこれ以上の具体的な判断を行うことは難しいといわざるを得ない。

(4) 小括（アンケートは実際に実施されたのか否かについて）

以上のとおり、本調査事項に係る8件のアンケートそれぞれにつき、できる限りの検証を行ったところである。

しかるに、最後まで、アンケートを実施したことを示すはっきりとした痕跡は、いずれの証言、証拠その他の資料においても確認することはできなかった。

だが、このことに関連して、次のことを指摘することができる。

まず、小泉氏においては、証人尋問における委員からの質問内容等に照らせば、相当早い段階から、委員がどういった点に問題意識を持っているのか、あるいは、説明を求めているのかについて、これを容易に理解できたはずである。にもかかわらず、現在に至るまで、ついには、委員から理解を得ることができるだけの主張及び立証は十分にはなされなかったといわざるを得ない。また、尋問においては、印刷を実際に行った者はクアンではなく三立工芸であるという重要な事実について、委員に正確な理解を求めようとするどころか、逆に誤認を与えようとしているようにすら感じられる証言や態度をとっていたともいえる。そして、このことが、委員にさらなる疑念を抱かせることとなった大きな要因ともなっている。

また、三立工芸においても、本委員会から（議長経由で）事実解明に資する書類のさらなる提出を求めた際、営業上の秘密や機密情報の保持のための黒塗り等様々な配慮に係る提案を併せて行ったにもかかわらず、本委員会に書類を提出しなかった対応は理解しがたい。

したがって、上記の点、及び、これまで述べてきた小泉氏らの数々の不自然かつ不誠実といわざるを得ない態度等に鑑みて、「アンケートは本当に実施された」などとは到底考えることができないといった心証を形成している委員が多いところである。

ただ、相当程度の疑いは差し挟まれているものの、三立工芸から、アンケート回答用はがきを受注及び印刷したということを一応示し得る書類（領収書と納品書の控えの写し）が、本委員会に顕出されているところでもある。

そして、通常の実験則に照らすと、印刷が行われた事実が確定的に否定できず、かつ、特段の反証もできない場合には、その後のプロセス、すなわち、切手の貼付、はがきの配布、回収等に関していずれも行われたものとする主張は、一応は成り立ち得るものと考えられる。

結局のところ、まさに（捜査機関ないし司法機関とは本質的に異なる）本委員会の調査権の限界ともいふべきところであるが、三立工芸からの書類の真正性について、これを明らかにするだけの決め手を得ることができなかったのである。

言い方を変えれば、この書類の存在が、客観性及び公正性をも求められる本委員会の判断において、実施・不実施いずれかの結論を下すことを最後まで困難にしている最大の要因でもある。

いずれにしても、上記のとおり、多くの委員が大変厳しい心証を形成しているところではあるが、一方で、客観性及び公正性をも求められる本委員会の判断として、「アンケートを実施していない」と断言することまでは困難であり、かかる苦渋の判断となった次第である。なお、当然ではあるが、この判断は、決して、小泉氏及び鈴木氏が「アンケートを実際に実施した」ということを積極的に首肯する趣旨のものではないことは、敢えて強調しておく。

最後に、多くの委員から、本委員会の調査権の限界にも関連したものとして、今後、本件に関し、市民ないし議員の中から刑事告発等がなされる可能性が予想されるところだが、捜査機関において厳正な捜査が行われ、真実が明らかになることに期待を寄せたい旨の意見があったことを申し添える。

4 その他検証の過程で判明した問題点

政務活動費等の適正な運用に関する点をはじめ、検証の過程で判明した主な問題点について、以下に示す。

(1) 委員会としての指摘事項

ア 小泉氏らが、政務活動費等の残額に合わせるためだけに、経済実態を伴わない架空の領収書を支出伝票に添付及び提出した行為は、極めて不適切であったといえる。政務活動費の手引きやルールに対してどのように考えているのか、疑念を抱くところである。

イ 返信された回答済みのアンケートはがきが1枚も残らず廃棄されたのであれば、管理がずさんであり、余りにも残念なことである。

ウ 平成24年12月アンケートに関して、あたかも青山氏も当該アンケートに参加していたかのような誤解を市民に与えかねない収支報告書を提出したことについては、道義的な責任が認められる。

エ アンケートの集計に不適切な点があったにもかかわらず修正しないで処理したのであれば、当然非難されるべきである。

オ 市議会議員が、自身が取締役である会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、法92条の2の精神に照らしても非難されるべきといえる。

カ 決算書類を作成もしていない、税務申告も行っていない、法人市民税の納付も行っていない会社に対して、政務活動費等を使用して業務を発注したかのように装うことは、市民に誤解を与える行為であり、非難されるべきといえる。

キ 青山氏による「小泉議員に全て任せて信じきっていた」とする旨の発言は、議員として無責任極まりない。

ク いかなる理由があろうとも、政務活動費等を議員同士で現金でやり取りするのは、不適切である。

ケ 青山氏がアンケート調査を実施する意思がないにもかかわらず、アンケート調査名目で切手を購入し、政務調査費の支出を受けた行為は、

条例違反の疑いが濃厚である。

コ 前期分の残額とはいえ、会派を離脱した議員に対して、当該会派の政務活動費を支出する行為は、非難されるべきである。

サ (仮にアンケートが本当に実施されたとしても) 集計結果が適正でないアンケート調査に多額の公金を支出することを繰り返す行為は、道義的観点及び政治倫理の観点からも許されない。

(2) その他委員からの指摘事項

ア 小泉氏は、これだけ頻繁にアンケートを実施しているにもかかわらず、その成果が議会で取り上げられているようには思われない。

イ 個別外部監査に際して監査人に説明したことと、証人尋問における証言が明らかに異なっている。

ウ (当時の) 議会事務局職員から事情聴取した内容に照らすと(前記3(3)エ(ii)参照)、平成24年10月アンケートに係る調査報告書を提出した者は小泉氏であると思われる。

エ 平成24年4月アンケートに関し、松永鉄兵氏は、「(アンケートの実施は) タイミングが重要である」と述べていたにもかかわらず、実施過程の詳細につき「記憶が定かでない」との証言が多く見受けられたことは、不自然である。

5 まとめ

縷々検証を進めた中で示してきたとおり、結局のところ、本調査事項に係るアンケートの実施の有無については、これを断言できるだけの確証を得ることはできなかった。法100条に定める調査権は罰則を伴う強力な権限であるとされているものの、事実の有無を確信をもって論じるには、かかる権限にもやはり限界があったということを痛感している次第である。

実際に、いざ調査が始まると、小泉氏は、(全会一致で可決された) 本委員会の設置そのものに強烈な異議を唱え、さらには、証人尋問で宣誓を拒否する、あるいは、曖昧で説得力に欠ける説明を繰り返すといった、自身が

これまでに主張してきた発言や態度とはおよそかけ離れた言動をとり、本委員会の調査にとっても協力的とは思われない様子が多々見受けられたところでもある。

このように、当初から調査が難航することが予想された中で、本委員会は、およそ1年2か月にわたり、粘り強く調査を行ってきた。実際に、この調査によって、例えば、前記のとおり、印刷を実際に行った者はクアンではなく三立工芸であったこと、平成24年10月アンケートはそもそも行われていなかったこと、また、平成24年12月アンケートに青山氏が参加していなかったこと等、調査前には全く分からなかった事実をはじめ、多くの重要な事実が明らかとなった。

この点については、委員から、さらに調査を継続すべきとする意見が見受けられたところであり、これはもつともなことである。

しかしながら、本委員会が設置されてから相当程度の期間が経過していること、また、調査にも限界が見え始めてきたこと等を考慮し、この時点で、最終的な検証を行うとともに、市民に対しその報告を行うことが肝要と判断した次第である。

そして、小泉氏からなされた説明も、委員の疑念を払拭するまでにはついに至らなかったといわざるを得ない。検証の冒頭にも示したように、本委員会は、調査対象者においても、本件アンケートが確実に実施されていたことを説明する場でもあったのであるが、これが積極的になされなかったと認められる点は、本委員会としてもやはり残念なことである。小泉氏は、当初クアンで印刷を行った旨を述べていたところ、証人尋問では委員から厳しい質問が続いた結果、ついに、実際には三立工芸に印刷を依頼しており、クアンの領収書は体裁を整えるためのものであったと証言を変えるに至った。このことに加え、8件のアンケートの実施を直接証明するはがきの現物が最後まで示されなかったこと、あるいは、鈴木氏から結局証言を得ることができなかったことも含め、調査対象者の側からアンケートの実施に係る証明が積極的になされなかったことが、ひいては、迅速な調査の進行を阻害し、本調査

をここまで長引かせる要因ともなったといえるのである。

これらのことに対する小泉氏らの責任は決して軽いものではない。

砂浜を歩くと、そこには歩いた人の足跡が残るものである。

砂浜をどう歩いてきたのかは、歩いた人が自身の足跡を示すことで、誰もが首肯するところとなる。本委員会では、政務活動費（調査費）という砂浜に残されたはっきりとした足跡を、最終的に了知することはできなかった。しかしながら、市民にとって、（議員により）政務活動費が使用されたという足跡は、常に「はっきり見えるもの」でなければならない。仮に、後日、何らかの事情でこの足跡が「（はっきり）見えなくなる」ことがあれば、そこを歩いた本人（政務活動費を使用した議員自身）が十分な説明責任を果たす必要があるのである。その意味では、本委員会の調査は本報告書をもって終結するとしても、それが事実を解明する作業の終結ではなく、今後事実の解明が何らかの形で進むことがあるとすれば、本委員会の調査の終結はその解明作業を妨げるものではない。また、必要に応じ、捜査機関、司法機関等の関係機関に対し、本調査で得られた情報の提供等を行う場合があり得ることも想定されるところである。一方、小泉氏らにおいても、本調査の終結をもって本件に係る説明責任も尽くされたものとするべきでなく、今後、市民等に対し、自発的かつ真摯に説明を尽くすことを強く要請する。

なお、先般、本委員会が設置されるに至った経緯等も踏まえ、政務活動費の交付に関する条例が全部改正されるとともに、運用手引きの大幅な改正が行われたところである。この中では、政務活動費の交付の目的をはじめ、政務活動費等の用途をめぐる今般の一連の経緯を踏まえ、本市議会としての自省・自戒の意を表し、将来に向かって政務活動費の適正な使用に努める旨の決意を示すものとして、「会派及び議員は、政務活動費をこの条例の目的に従い適正かつ効果的に使用し、その用途につき疑義を生じさせることのないようにしなければならない」（条例２条）ものとされ、議員の責務等について確認的に明文化されている。また、運用手引きにおいては、会報、アンケート

一ト等の郵送料には料金別納郵便等を利用することとし、切手あるいは料額印面が印刷されたはがき等の購入に政務活動費を充てることは認めない旨を定め、再発防止のための制度的担保が講じられたほか、万が一、アンケートの実施について疑義が生じた場合でも、客観的な資料に基づいて説明責任を十分に果たすことができるよう、回収したアンケート用紙を5年間保管しなければならないとも定められたところである。

いずれにしても、本委員会の調査を通じて、本市議会における政務活動費の使途に対し、市民から極めて厳しい視線が注がれていることがより明らかとなった。今後は、政務活動費に関わる一人ひとりが、このことを一層肝に銘じ、使途の透明性を確実に担保するため、制度の厳格な運用及び使途に関する一層の説明責任を果たし続けていくことが、切に求められていることを、改めてここで述べておく。

第9 証言拒否等

1 証人の出頭拒否・不出頭、参考人の出席拒否・欠席の状況

本委員会における、法100条1項に基づく証人の出頭請求に対する出頭拒否及び不出頭、並びに参考人の出席拒否及び欠席の状況は次のとおりである。

(1)平成27年11月19日（鈴木啓一氏）

証人として出頭を求めたところ、鈴木氏より、当日、体調不良により出頭できない旨の申し出があった。本委員会は鈴木氏に対し、不出頭の理由につき診断書の提出を求めたところ、平成28年2月12日に診断書2通（2月5日付け及び同月9日付け）が提出され、本委員会は2月17日、不出頭につき正当な理由があるものと認めることを決定したほか、本人の体調次第ではあるものの、逐次本委員会の開催日時に合わせて、証人として出頭を求めていくこととした。

(2)平成28年3月17日（鈴木啓一氏）

証人として出頭を求めたところ、鈴木氏より3月11日付け文書にて、引

引き続き体調芳しくなく出頭できない旨の通知がなされた。本委員会は3月17日、引き続き委員会開催日時に合わせて、証人として出頭を求めていくことを確認した。

(3)平成28年4月22日（鈴木啓一氏）

証人として出頭を求めたところ、鈴木氏より4月15日付け文書にて、引き続き体調芳しくなく出頭できない旨の通知がなされた。本委員会は4月22日、不出頭はやむを得ないものとして認めることを決定した。

(4)平成28年5月23日（鈴木啓一氏）

証人として出頭を求めたところ、5月18日付け文書にて、引き続き体調芳しくなく出頭できない旨の通知がなされた。本委員会は5月23日、不出頭はやむを得ないものとして認めるとともに、次回も出頭できない場合は、現在の体調を示す最新の診断書を提出することを求める旨を決定した。

(5)平成28年7月25日（鈴木啓一氏）

証人として出頭を求めたところ、7月21日付け文書にて、引き続き体調芳しくなく出頭できない旨の通知がなされたほか、新たな診断書2通（7月6日付け及び同月11日付け）が提出された。本委員会は7月25日、不出頭はやむを得ないものとして認めることを決定した。

2 証人の証言拒否の状況

なし

3 虚偽の証言、自白の状況

なし

4 記録の提出拒否・不提出の状況

法100条1項に基づく記録提出請求に対する記録の提出状況については前記「第5. 記録、資料の提出」1のとおりである。

このうち、提出されなかった記録について、本委員会は平成28年7月25

日、いずれの不提出の理由についても、これを正当な理由として認めることを決定した。

5 宣誓拒否の状況

(1)平成27年10月9日（小泉文人氏）

証人尋問の冒頭、委員長より証人の宣誓を求めたところ、小泉文人証人は、質問には精いっぱい答えるつもりだが宣誓をする意思はないとして、宣誓を拒否した上で、その理由を疎明する文書を提出した。当日の証人尋問は予定どおり行われた。

小泉氏の宣誓拒否について、本委員会は11月12日、本委員会の法的支援を依頼している弁護士の見解として、本委員会の調査事項に照らすと、当該尋問が民事訴訟法201条所定の「著しい利害関係のある事項」にかかわる尋問であることは客観的に明らかであると考えられることから、宣誓拒否の理由は法的には妥当なものと判断することになる旨を報告した。

本委員会は平成28年7月25日、当該宣誓拒否に関する疎明につき、正当な理由として認めることを決定した。

第10 告発

1 告発の状況

なし

2 告発の取り下げ

なし

第11 調査経費

1 調査経費に関する議会の議決の状況

(1)平成27年度分 200万円

当初 100万円（平成27年6月17日議決）

追加 100万円（平成27年12月11日議決）

(2)平成28年度分 100万円

追加 100万円（平成28年3月17日議決）

2 決算見込額

節名	使 途	平成 27年度	平成 28年度	計
旅 費	証人の出頭及び参考人の招致に係る費用弁償	5,000	0	5,000
役務費	会議録の調製、配付資料等の印刷（コピー）に係る費用	589,192	310,647	899,839
委託料	弁護士への法的支援業務委託に係る費用	680,000	340,000	1,020,000
需用費	委員長印の作成に係る費用及び配付資料等の用紙代	32,628	14,167	46,795
計		1,306,820	664,814	1,971,634

第12 その他

1 証人に対する公示送達

なし

2 その他

なし